

平成29年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月9日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月23日 午後1時30分		
	閉 会	3月23日 午後6時39分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	島 袋 誠
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

## 平成29年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 9 号

平成29年 3 月23日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	
2	議案第 5 号	今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第 7 号	今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第 8 号	今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について	討論・採決
5	議案第 9 号	今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について	討論・採決
6	議案第 10 号	今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	討論・採決
7	議案第 11 号	今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	討論・採決
8	議案第 12 号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	討論・採決
9	議案第 13 号	今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について	討論・採決
10	議案第 14 号	今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について	討論・採決
11	議案第 15 号	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について	討論・採決
12	議案第 16 号	今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
13	議案第 17 号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
14	議案第 18 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
15	議案第 19 号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
16	議案第 20 号	平成29年度今帰仁村一般会計予算について	討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
17	議案第21号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	討論・採決
18	議案第22号	平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	討論・採決
19	議案第23号	平成29年度今帰仁村水道事業会計予算について	討論・採決
20	議案第24号	工事請負契約について	討論・採決
21	議案第25号	工事請負契約について	討論・採決
22	議案第26号	工事請負契約について	討論・採決
23	決議第1号	閉会中の議員研修に関する決議	説明・質疑 討論・採決
24	決議第2号	日米地位協定の見直しに関する要望決議	説明・質疑 討論・採決
25	決議第3号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望決議	説明・質疑 討論・採決
26	陳情第1号	介護保険制度の見直しに対する陳情書	報告・質疑 討論・採決
27	陳情第2号	改正農業委員会法に係る条例対応等についての陳情	報告・質疑 討論・採決
28	陳情第3号	女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請	報告・質疑 討論・採決
29	意見書第1号	介護保険制度の見直しに対する意見書	説明・質疑 討論・採決
30	意見書第2号	日米地位協定の見直しに関する意見書	説明・質疑 討論・採決
31	意見書第3号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
32		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	
33		閉会中の所管事務調査申出書（総務文教委員会）	
34		閉会中の所管事務調査申出書（経済建設委員会）	

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午後1時30分)

日程第1. きのうに引き続き「一般質問」を行います。

次に、2番上原祐希議員の発言を許します。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 平成29年第1回定例会におきまして、先に通告しておりました3点について、質問いたします。

質問事項1. 指定管理のあり方について。

質問要旨①今帰仁城跡の指定管理者が「株式会社沖縄ダイケン」に決まりました。村内業者がほかに2社いる中で、村外業者が認定されたのは、非常に残念に思います。その決定に至るまでの経緯を伺います。

質問要旨②今後、村内施設の指定管理者の採用を村内業者優先にすることは可能か、伺います。

質問事項2. 施政方針について。

質問要旨①北山学園プロジェクトの継続・強化について、北山高校の魅力化やキャリア教育を含め、具体的な今後の取り組みを伺います。

質問要旨②ふるさと納税の今後の展開、寄附金の活用法を伺います。

質問要旨③シルバー人材センターについて伺います。

質問事項3. 古宇利島光ケーブル導入について。

質問要旨①今月中に県担当課から本村にヒアリングにくるとのことですが、村としてどのような対応をお考えか、伺います。

○ **東恩納寛政 議長** 喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 皆さんこんにちは。2番上原祐希議員の質問にお答えいたします。

質問要旨①のご質問にお答えします。

グスク交流センター指定管理者選定については、第1回選定委員会で採点を行いました。その結果、最高得点団体は、上間商店株式会社、最多得票団体は、株式会社沖縄ダイケンとなり条件不成立となったため、上間商店株式会社と株式会社沖縄ダイケンで決選投票を行うこととなりました。

第2回選定委員会は、平成29年1月5日に開催し、決選投票を実施した結果、上間商店株式会社が8票、株式会社沖縄ダイケンが8票となり、同数となったため、委員長の決定によって株式会社沖縄ダイケンが選定されました。

質問要旨②についてお答えします。

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対して、指定管理者制度を導入するか否かを含め、幅広く市町村の自主性に任されています。

施設の設置目的に応じて村内業者を優先することも含めて、指定管理者導入についての基本的な考え方を検討していきたいと考えております。

質問要旨②のご質問にお答えします。

平成28年度までのポータルサイト「ふるさとチョイス」での寄附受付に加え、平成29年度からスタートする「きふたび」サイトからの寄附受付を開始する予定です。

今後の活用方法については、既存の村単費事業からの財源の振りかえだけではなく、新たな活用方法を模索していきたいと思います。寄附金を財源として、平成29年度に新たに活用を予定している事業としては、コミュニティーバス調査委託業務に300万円、今帰仁城跡の野外無形の修理と多言語化に200万円、今泊コバティシ樹勢回復事業に100万円、村営プールの機能改善（目隠しパネル製作）に100万円を予定しており、当初予算で総額3,863万円を活用しております。

質問要旨③のご質問にお答えします。

高齢者の皆様が、豊かな生きがいのある老後生活を送ることは大切なことです。住み慣れた家庭や地域の中で、健康で明るく暮らしていける地域社会の形成や、生きがいづくりの支援に取り組むことが重要と考えます。

高齢者の皆様が主体となって活動し、生きがいを持って暮らすためにも気軽に参加できる講座や教室、運動や健康づくりを初め、就労の機会の確保も必要なことです。

平成29年度は対米請求権事業を活用し、深刻かつ複雑化する課題に対応するため、高齢者を初め地域住民が互いに助け合うために必要な地域連携のあり方を検討します。その中で、仕事のあっせんや生きがいづくり等の機能を持つシルバー人材センターについても検討していきたいと考えます。

質問事項3についてお答えいたします。

「古宇利島へのブロードバンド環境整備」について、昨年12月定例会でも申し上げましたように、沖縄県が調査をしている段階であり、現時点では具体的な回答はできません。

しかしながら、ブロードバンド環境は、これからの産業振興や今帰仁村の発展につながるツールの一つであると認識しております。引き続き、関係機関と調整を行いながら、ブロードバンド環境整備に係る取組を行ってまいります。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 2番上原議員の施政方針、それから北山学園プロジェクトの継続・強化、魅力化事業、キャリア教育のご質問について、お答えいたします。

北山学園プロジェクトについては、今帰仁村教育委員会の主要施策であり、保・幼・小・中・高の連携とキャリア教育事業の実践の中から、今帰仁村が目指す人材育成の継続・強化を図っていきます。

現在、校種間の連携をさまざまなイベントやキャリア教育事業で実践をしています。例えば、プレ中学校入試では、村内6年生の交流や中学校入学へ向けた学習の定着確認や、中学校の雰囲気になれること、プレ高校入試では高校入試の事前体験を行うことで、受験勉強の動機づけと中高の協力体制の強化を図ります。

また、幼保連携、幼小連携、小中連携、中高連携等の乗り入れ授業や職員研修、教職員交流会、スーパー講師招聘招聴事業での合同実施があります。

また、キャリア教育事業の取り組みは、県外インターンシップ事業で北海道の植松電機を訪問し、紙rocketの打ち上げやインターンシップ体験、小・中・高合同のキャリア教育実践報告会を企画しており

ます。

北山高校魅力化事業では、地域おこし協力隊員の増員を図り、夢咲塾の充実を図ってまいります。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 質問事項1. 質問要旨①の今帰仁城跡指定管理者の報告の件から、質問させていただきます。

去る臨時議会でも議決されている事項ですので、質問する内容も、そのときも質疑もされているんですけども、やはり今泊住民から、なぜこのような結果になったのかという声が多く寄せられまして、今回質問することにしております。

やはり今泊は皆さんご存じかと思えますけれども、北山王の統治時代から、今帰仁ムラ、親泊ムラ、志慶真ムラとあって、その中の今帰仁ムラと親泊ムラが合併して今の今泊があります。ウヤファーフジの時代から脈々と受け継がれてきた、本当に今泊住民にとっては、今帰仁城跡は誇りとすごい思いというものが、やはり今泊には染みついております、どうしてもこう違和感を感じるというか、納得できないという住民も結構おります。その中で、今回この決定になったんですが、答弁の中でもありましたように、委員長である副村長の決断で、このような結果になっておりますけれども、もう一度副村長の決定した動機と伺いますか、思いと伺いますか、この辺をお伺いしたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 2番の上原祐希議員の質問にお答えいたします。

臨時議会でも説明いたしましたけれども、選定委員会のほうで、業者から出されました提案書と、さらにプレゼンを行っておりますので、プレゼンを聞いた結果、16名の委員中、8名が沖縄ダイケンがいいと、あと残り6名が上間商店、あとの2名がどっちでもいいと。同点の点数でございましたので、再投票の結果、同数になりましたけど、何と伺いますか、最初の結果を見た限り、8対6という結果が出ておりましたので、8点を獲得した沖縄ダイケンがよろしいのではないかとということで、沖縄ダイケンを選んだ次第でございます。最初から同点であれば、くじ引きをするとかという方法もあったかと思えますけど、今までの上間商店は12年間の指定管理を受けておまして、あまり変わりばえがこれまでもしない状況でありましたので、特にプレゼンの中で、応募した業者からトイレが汚いとか、いろんな見た感じのことも言われましたので、確かにトイレの黄ばみとか、これについて今年の桜まつりにも指定管理者のほうに注意をしたんですけど、改善をされていない状況でしたので、これはちょっと新しい風をふかせてもいいんじゃないかと。それとこの今帰仁城跡は、今泊だけの財産だけではありません。これは今帰仁村全体、あるいは世界遺産ですので、世界全体の宝ですので、地元だけで指定管理をさせて、しかも10何年もやって、あまり変わりばえがしないわけですから、得点も高かった沖縄ダイケンを選んだという次第です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 副村長のそういう考えは大体理解しました。

続きまして、今回の予算書の中でも、今回1,494万円でしたか。昨年度と比べると大体160万円ほど、やはり上がっております。もちろん第3、第4駐車場がふえたとか、いろいろとふえる要因も理解はしているんですけども、その辺、この金額について、ちょっと内容を確認したいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 2番上原議員のご質問について、お答えいたします。

今回、指定管理者の公募を行う際、仕様書でグスク交流センターの活用に伴い、事業計画、その他必要と認める書類を提出して、申請をしていただきました。それぞれの事業所が出した金額を、そのまま委託料として決定するのではなく、担当者が計画に基づいて積算を行って、適正な金額で算定をしております。昨年度よりこの1,490万円余りの金額が上がった内容につきましては、昨年度より県の最低賃金が上がりまして、700円から750円となっております。その時給の最低賃金分のアップに伴っての増額と、それから新たに第3、第4駐車場の管理範囲がふえましたので、それに伴う清掃の人員費の増加、それから浄化槽の増大に伴う、浄化槽管理費用の増加、それから今回からリスク分担表を作成しまして、修繕費の新設ですとか、広告、宣伝費の新設、備品購入費の新設等の増額分となっております。

これが新たに範囲が広がったり、予算が増額した分については、どの業者が受託をしても、その金額は同じように増額されたということになると思います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいま教育長の答弁のほうでも、大体理解しているんですけども、これ担当が積算しているということでもありますけれども、これ第3、第4は、たしか2時間という形でしたか。その辺はどういった経緯で。これも担当が積算していると思いますけれども、どういうやり方とか、そういうのがあると思いますが。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

第3、第4駐車場の委託範囲の増額につきましては、担当が第3、第4駐車場を徒歩で回りまして、普段の清掃は、普段はなかなか使う機会が少ない状況ですので、ごみを拾ったりというふうにゆっくり、2つの駐車場を巡って、大体2時間程度ということで、その2時間の時給分を加算したということで、担当から聞いております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 担当のこういう積算というものは、理解できました。その積算にあたってなんですが、これは沖縄ダイケンに決定した後の形、積算になりますでしょうか、伺います。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

この第3、第4駐車場の増額分の積算根拠といいますか。積算の査定といいますか。この積み上げは、この沖縄ダイケンに決定した後になっております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 沖縄ダイケンに決まって後の積算ということで確認いたしました。今回、仕様書の中では、沖縄ダイケンが1,500万円という内容で、上間商店が1,200万円、300万円も上間商店が安い中で沖縄ダイケンに決まったわけですけども、もちろん仕様書と決定額は別物だということは、もちろん勉強して理解しております。

その中で、やはり担当が沖縄ダイケンに決定後、積算を積み上げていくという中で、やはり担当はこの1,500万円というものを基準に、ある程度積算というのは積んでいくんじゃないかと思っております。その中でやはり少しでも安く上がるように工夫を、担当なりにやっているとは思いますがけれども、例えば第3、第4、2時間で2人体制でごみを拾ったり、どうしたりというのは、いってしまえばもうちょっと抑えられる可能性だってあるし、もし上間商店の1,200万円であれば、もしかしたらその1,200万円をもとに、積算することが求められる。担当としては多分その額というのを基準に、当たり前ですけどなると思いますが。その辺、副村長、首を振っているのです、ご意見をお聞かせください。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 ただいまの上原議員のご質問について、ちょっと説明をいたします。

それぞれの業者が見積もりを一応出しているんですが、この見積もりについての金額であわせたのでなくて、実際、上間商店は1,200万円ということなんですが、この1,200万円は税別で出しております。それに税をくっつけたら、1,300万円以上の金額になりますが、それから沖縄ダイケンのほうも約1,500万円なんですが、1,557万円ということでありまして、このそれぞれの言い値ではなくて、この金額がそのまま決定に至るわけではなくて、指名競争入札ではございませんので、その計画に基づいて積算をしたという金額となっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今の教育長の説明でも大体理解はしているんですけども、私が言いたいのは担当というのは、例えば沖縄ダイケンに決まってこの1,500万円という仕様書、これが決定額ではないというのは、もちろん理解はしていると思っておりますけれども、やはりそれは仕様書としても上がっている以上、やはり判断基準の一つにはなってくると思うんです。現場の人間としては。それが例えば1,200万円の1,200万円の仕様書であれば、もうちょっと違う金額が、担当も積算をする段階で上がってくる可能性はあるんじゃないかということ、私は今言っているわけです。

なぜ、私がそういうことを言うかといいますと、この指定管理者制度というのは2003年9月から実施されているわけですけども、今の村の委託が12年前から始まっております。この指定管理者制度自体、先ほど答弁の中にもありましたけれども、民間の住民サービスの向上とか、資質の向上これはもちろん。あとですね、経費削減を図るという目的も大きい。目的としてあるわけです。その観点から考えると、私はやはり1,200万円から1,500万円の300万円も高い業者が、今回指名入札ではないというのを理解しているんですけども、入ってしまうというところが、私にはどうしても腑に落ちないところがありました。やはり財源が本当に厳しい中で、しかも村内業者ではない、那覇の業者で、法人税から何からやはり全部外に流れてしまう。そういうことが今、ただでさえ今「厳しい、厳しい」と言っているこの財政状況の中で行われたという思いが強くあるものですから、今回、そういう内容の質問をさせていただいています。その辺、副村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 上原議員の質問にお答えします。

この指定管理者を選ぶ段階で、公募をかけておりますので、公募をかけた中で、いってみれば村内優先

とか、そういうことを途中でかけてしまうと、公募の意味を全くなさないわけです。公募する以上は、平等、公平に選定していくというのが、選定者の義務ではないかと考えておりますので、そのとおりにやったというだけでございます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時56分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時59分)

新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 ただいまの上原議員のご質問について、説明いたします。

この第3、第4駐車場は、今回場所がふえまして、新たに指定管理になった部分でございます。それまでの第3、第4駐車場が入っていない部分については、実際に積算されているわけですが、この第3、第4駐車場についての部分、実際今回、上間商店から出されているこの計画表も、この第3、第4駐車場が入っていない金額、つまり以前と同じような金額で出されております。要するに上間商店もその積算が入っていない状況でございますので、この駐車場の部分がこの積算をした時期が後になろうが、前になろうが、上間商店でも同じように積算をしまして、その金額については、条件としては変わらないと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今ですね、教育長の答弁で理解いたしました。私はどうしてもその辺、ちょっと疑義が残っていたものですから、今回確認させていただきました。

続きまして、今回公募をかけているわけですけれども、私が知り得る限りというか、私が聞いた限りでは、村の観光協会とか、あと美ら島財団へは、村のほうから声かけがあったと私は聞きました。その辺、確認を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時01分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時02分)

大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 ただいまの上原議員のご質問にお答えいたします。

確かに美ら島財団とは、月に1回ですか、美ら島財団観光協会、役場と3者で連絡協議会を持っておりまして、その中で今帰仁グスクの指定管理者を公募しているよということを案内いたしまして、できたらどうかという話は観光協会も、それと美ら島財団にもかけております。美ら島財団は海洋博の水族館から海洋文化館、あるいは県立博物館等を管理しておりますので、城跡も「どうですか」という声かけはしました。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 その際、村内業者へは声かけはされていなかったのかどうか。お伺いします。今指定管理していた上間商店も含めてです。

○ 東恩納寛政 議長 大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 お答えいたします。

上間商店は、現在もやっておりましたので、特に声かけはしておりません。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 もちろんこの美ら島財団とか、もちろんすごい大きい企業ですので、声かけするのもわかるんですけども、公募なので、これはそんな優先とかではないので、それはもちろん理解しております。ただですね、やはりまず村内でやっている業者も含めて、もうちょっと声かけしたほうが、平等というか、何か変な誤解を与えるところも可能性もあるので、その辺はちょっと今後、まずは村内でできるように、声かけできるような形でしてもらえたらと思っております。

今回、採点表とかいろいろと資料請求させていただきまして、確認させていただきました。その中で5点、各20項目の各5点ずつの採点表を確認させていただいてるんですけども、これ16名分出していただきました。自分、事業計画書も確認させていただいてるんですけども、例えば事業計画書が4ページほどの事業所と、25ページから30ページ近い事業計画書を出している業者があるんですけども、もう一つは上間商店が20数ページから30ページほどあって、もう一方が3ページ、4ページほどの事業計画書があって、各20項目に5点ずつ配分していった点数をつけるわけですけども、この3、4ページの事業計画書を書いてあるのと、上間商店が同点であります。この採点ですよ。この担当の採点。同点で、沖縄ダイケンだけが、ちょっとだけ高いみたいな形でつけている方が結構いるんですよ。これが3名ほどいて、プラス同率1位をつけている人が2人いるというのは、答弁でもありましたけれども、これ私あまり理解できなくて、やはり5点ずつ20項目につけていく中で、3、4ページのものを確認しましたけれども、各項目にほぼ触れていないものが多くて、点数をつけるときに、同点になるというのがすごく不自然に感じたので、今回これちゃんと事業計画書も確認をして、本当に採点を一生懸命やってくれているのかという、ちょっと疑義を持ったものですから、この点で質問いたします。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 ただいまの上原議員のご質問について、説明いたします。

今回の指定管理者の選定にあたって、16名の選定委員がおりました。この選定委員の中で、本当に拮抗したわけですが、この採点要領が確かに不明瞭な部分もあったかと思えます。例えば同率の場合ももちろんあり得るわけですが、この点数配分が例えば今、全くのフリーハンドで点数をつけるような内容になっております。例えば同じ項目でも3点の場合もあるし、5点の場合もあるし、あるいは1点の場合もあるということで、それぞれの選定委員のフリーハンドの点数ですので、この採点の方法が一番いいのが、例えば5点とか、中は3点とか、悪いのは1点とかという方法ということにすればよかったかなと考えていますが、これにつきましては、次回の選定の場合に検討して修正も図ってまいりたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 教育長の答弁は理解はしているんですけども、やはりどうしてもフリーハンドでも、ちゃんと見ていれば、本当に内容を見れば一目瞭然なんです。それがやはりこうやって同点になっているというのは、あまりもともとどこが1位、点数を決めて、内容を確認せずにやっている可能性もあるのかという私は感じたものですから、やはり指定管理者、それぞれ出すときに、一生懸命考えて、事業計画書も出していると思っておりますので、この辺やはり採点を見たときに、これはちょっとおかしいん

じゃないかという点数のつけ方というのは、やはりよくないと思いますので、今後やはり気をつけたほうがいいのかと思いました。

続きまして、今まで全て含めて、今まで副村長のみにも答えてもらっていましたが、村長の見解ですね。こういう沖縄ダイケンに決まった思いとか、流れとかという気持ちをまだ確認してなかったものから、最後にちょっと聞きたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員の質問にお答えいたします。

決定して議会の議決ももらっておりますので、思いについては、答弁を控えたいと思いますけれども、この答弁でもお答えしましたように、施設の設置目的に応じて、村内業者を優先することも含め、指定管理者導入についての基本的な考え方を検討していきたいと。私も改善すべきところはあると理解しております。

例えば、選定の委員ですが、これはもう既に役職でうたわれております。全課長、そして出納室長、幼保連携室長、それから副村長、教育長13名ですね。それとあと役場以外から村観光協会、商工会、それから区長会の会長ですね。16名で限定されております。そのメンバーでいいのか。全課長、そして部外者からもっと入れたほうがいいのか。これ私は選定委員にもかかわっていないわけですが、そこで決定したものを議会に提案をして、議決をして契約をしていくまでは、また村長にも責任はあるわけですが、その指定管理者は現在、古宇利ふれあい広場とかをやっているわけですが、できたら私としてもやはり村内業者にやってもらいたいという思いはあります。ただ今は公募をしている状況ですから、公募をする場合は村内業者に限定できませんので、この村内でこの指定管理を受けられるような法人とか、やはりNPOを育てていく必要もあるんじゃないかと考えております。せめて4社から5社ぐらいあれば、「自分たちもやりますよ」とあれば、私は村内業者優先という方向で、検討してもいいと思います。

村の公共工事においては、全て今、土木、建設、機械設備等においても、村内業者で十分対応できますので、5社以上はいます。そういうことでありますので、今後村内業者の優先も含めて、また村の指定管理者を受けられるような法人、NPOを含めて育てる方向も考えながら、この指定管理者制度の導入、委員の選定、それから採点の方法を含めて検討していきたいと、見直しも含めてやっていきたいという考えです。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今まさに、これから進もうと思っていた質問要旨②の村内施設の優先、村内業者優先というのも、今村長がお答えになりましたので、ぜひやはり村内業者が今後、NPOとか法人とか育てていきながらという村長の思いも聞きましたので、ぜひ村内事業者が今、指定管理できているところは、やはりできるだけ村内の事業者が、今既にできているわけですから、今後もしっかりと村内業者がしっかりできるように、また村内業者を育てる観点からも優先的に今後もやっていけたらと思っております。

質問事項2番に移りたいと思います。質問要旨の①北山学園プロジェクト等ですね。これは同僚議員からもいろいろと質問があった中で、大分理解はしているんですけども、その中で今、きのう5番議員も

思いを思い切り述べていましたけれども、今の子供たちの環境というか、私たちの世代というのは、先輩の後ろを追いかけながら海で遊んだり、海は遊び場だったんです。釣りをしたり、タコ採ったり、貝をとったりして、そのまま焼いて食べたりという環境が当たり前だったんですけれども、今は「子供だけで海に行っちゃいけない」とか、「親同伴じゃないといけません」という形の中で、私たちが海に散歩に行っても、ほぼ子供たちは遊んでいないんです。それって、やはりこういう自然にすごく恵まれているこの今帰仁村において、すごくもったいないなというふうに私は感じております。

今帰仁村が誇る、やはり今帰仁グスクとか、いろいろと今帰仁村が誇れるものがある中で今、今帰仁村にしっかりと愛着を持ってもらえるような、今帰仁村に思いを持ってもらえるような取り組みというのは、どのように行っているのか。確認をしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 上原議員のただいまのご質問について、お答えいたします。

現在、北山学園プロジェクトにおいて、各校種間の連携教育と、それからキャリア教育事業に力を入れております。このキャリア教育事業の中でも、県外の企業に行つてのこのインターンシップとか、それから魅力化事業も公営塾だけではなくて、北山高校のミルトン高校への海外短期留学、それから中学生もハワイへの海外短期留学、いろんな事業を行つてきて、たくさんの体験活動を盛り込んでおります。今確かに、自然が豊かなこの今帰仁村ですが、海や山、川の活動に安全に留意をして、なかなか子供たちだけでは遊べない状況ではありますが、できる限り学校、それから社会教育課等の事業も含めまして、体験活動を重視していく中で、子供たちのそういう情操を含めて、企画をしながら人材育成を図っていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今帰仁村に愛着が持てるような教育に、もっともっと力を入れてもらえたらと思っております。私自身やはり東京でいろいろと仕事をしている中で、外に出て初めてやはり今帰仁村のよさというのを再認識しました。それってやはり子供のころの体験だったり、自然だったりというのが、やはり今帰仁村はすごく魅力的だったんだなと、すごく感じたので、そういう体験を今あるこの今帰仁村のフィールドをもっともっと子供たちに体験してもらっている中で、もっと今帰仁村に対する愛着も湧くのかなと思いますので、前にも話しましたサンゴの植えつけ体験とか、そういうフォローしてくれる財団もフォローもしてくれるとかという前向きな対応をしてくれていますので、そういうところとぜひ連携をしながら、今後も何かしら事業を展開していただけたらと思います。

続きまして、これはキャリア教育の中の1つですけれども、スーパー講師招聘事業というものがあります。今回、中村文昭さんを招いてやりますよということでありますけれども、これはスーパー講師、ものすごくいい人材が、これまでも訪れておりますけれども、これは学生がそれを講演後、感動すると思うんですけれども、ものすごく。ただそれをその場で終わらすのではなくて、その子たちにしっかり落とし込む作業というのにも必要だと私は考えているんですけれども、その辺生徒への落とし込みですか。そういう取り組みというのは、今はどのような状況なのか。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ **新城 敦 教育長** ただいまのご質問にお答えいたします。

今、年4回ほど、スーパー講師招聘事業で、講師を招聘して、子供たちに夢や希望が持てるような取り組みを持たせております。このスーパー講師もいろんな専門家や一流の方ですので、どうしても講演を生業とするプロの話でありますので、非常に聞くだけでもものすごい感動があると思います。

この地域型就業意識向上支援事業の中でも、昨年から行っておりますが、各講演会の後に聞きっ放しではなくて、その後、各教室に戻りましてワークシートの記入ですとか、子供たちの感想等を感想用紙に書いてもらっています。それをまた講演をした講師に送ることも行っていますので、そういう聞くことからさらに書いて、考えてというところまで行っているところでございます。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** このスーパー講師すごくいい、なかなか多分、自分たちの時代なんか、絶対聞けるような話ではなかったですし、大人が聞いてもすごく勉強になりますので、これはぜひ、今こうやって各自でこうやって落とし込むような作業もしっかりとなされているということで、やはりより身につくのかと期待しております。

この中村文昭さんなんですけれども、この方は学校でももちろんやるとは思いますけれども、一般向けにもやってもらえるのかどうか。確認させてください。

○ **東恩納寛政 議長** 新城 敦教育長。

○ **新城 敦 教育長** ただいまのご質問について、お答えいたします。

今年度、中村文昭さんを招聘して講演会を企画しておりますが、今のところ中学生含めまして、高校生という予定であります。この講演も中高一緒にとかということを含めて、回数がふえますとやはり講師の謝金も倍になりますので、その辺を含めまして、できるだけ住民の方も聞けるような時間帯も検討してまいりたいと思います。また、それ以外に時間的にもちょっと難しい部分でしたら、保護者や村民にも、中学校なり、高等学校なりに出向いていただいて、聞けるような体制はつくっていきたいと思っています。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 中村文昭さんの話ですね、私もCDで今、拝聴していますけれども、やはり大人が聞いてもすごく勉強になりますので、やはりぜひ大人も聞けるように、親も聞けるような環境でできればと思っております。

キャリア教育なんですけれども、教育委員としては村独自でも今後、村の一括交付金後も村独自でできるように求めます。きのう教育長の思いを聞いております。ただこの辺の財源はやはり、村長部局によるものが大きいと思いますので、その辺キャリア教育の事業費ですね。しっかりと村長も思いは持っていると思うんですけれども、財源確保をしっかりとやっていける方向なのかどうか、伺いたいと思います。

○ **東恩納寛政 議長** 喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** ただいまのご質問にお答えします。

今後のキャリア教育の財源確保ですけれども、今いろんな一括交付金とか使って、あるいは総務省の事業を使っているのとやっておりますけれども、その事業を終了して、この事業の検証等含めて、この事

業がまた継続してできるのか。できない場合はまた村の単独の一般財源で、それが全部できるのかということもありますので、その辺は教育委員会とよく情報交換をしながら、この事業継続後は検討していきたい。

今の段階で村単独で継続しますということは、ちょっと答弁は難しいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただやはり、この今やっているキャリア教育のメニューですね。ものすごく本当に内容が濃いですね。本当に世界に誇れるような植松電機に今回訪問しますし、そこですごい体験学習とかにも力を入れていて、そういう体験学習させる側に、村内の子供が参加して、社員をサポートするという体験は、多分そんなにできることではないと思っているので、この子供たちの成長にすごく大きいのかと理解しているところですけども、ぜひ中身もしっかりと維持しつつの財源確保ができることを願っております。

続きまして、北山高校の魅力化事業なんですけれども、これは海士町の例に倣って隠岐島前高校ですね、本当に離島でありながら本州から来る生徒がものすごく多いという奇跡的な高校なんですけれども、そういう取り組みを模してといいますか。そこに関連する人を使いながら取り組んでいるということであります。

今度、北山高校のAO入試対策でも訪れたと思うんですけども、たしか海士町出身の子が地域おこし協力隊として久米島に行っていて、その子が北山でも少しの間、教えてくれたという経緯は伺いました。その子がやはり海士町に対する思いが、すごく熱いというのを私も聞きましたので、今は慶応大学でしたか。今はまだ大学生で、いずれはもうちゃんと地元に戻って、この「海士町の町長になるんだ」という、今すごくいろんなところで公言しているような子が今、生まれています。こういうことがやはり今のキャリア教育でのゴールではないですけども、やはり確実に求める場所だと思うんです。こういう人材がやはり今帰仁村に戻ってくるという環境ができれば、今後の今帰仁村にとっても、ものすごく大きな力になってくると思いますので、そういう部分を含めても、ぜひともこの辺は推進をしていただけたらと思っているところなんですけども、今回、まあガラッと話は変わるんですけども、中学校確かに北山高校ですね。志望者が少なかったんですね。それちょっと父兄からの情報もあるんですけども、北山高校に行きたいんだけど、ぎりぎりちょっと危ないという生徒が結構いて、そういう子たちが、北山高校を受けない子も、やはりちらほら聞いたものですから、その辺そういう子たちをどう背中を押して北山にもうちょっとできないかですね。今は二次試験まであるので、一次で北山高校にトライしてもらえよう環境というのはつくるべきだと思っているんですけども、その辺の見解を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 上原議員の質問について、お答えいたします。

このキャリア教育事業と、それから北山学園プロジェクトにおきまして、人材育成をもらっているわけですが、この海士町のいい事例を活用しまして、そこでは海士町ではブーメラン人材といっているらしいんですが、離島の本当に田舎では本当に日本の課題、最先端地域と言われているので、その課題さえ、最先端地域から逆にその地域に戻ってきて、その地域を活性化するというのをこのブーメラン

人材という言い方をするということで、地元から都会や大きな世界までも羽ばたいてもらって、そこからまた地元に戻ってきて、地域を活性化するという人材を育成することが、このキャリア教育の起業家精神の育成にもつながってくると思います。そこら辺も踏まえて今現在行っている取り組みを強化していきたいと思っておりますので、その辺のこれからの踏ん張りですね。検討も重ねながらさらにいいものにしていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 そこですね。もう教育長が今すごく頑張っているらしいので、本当に週末ほぼ内地に行って、人脈づくりというか、スーパー講師の招聘に対して、みずから動き回っている教育長の熱い思いもわかりますし、やはりそういうふうな海士町ができるのであれば、今帰仁村もできると思いますので、やはり教育立村日本一を掲げている、この今帰仁村において、ぜひともそういう今帰仁村が訪れることを強く願っております。その辺ですね。教育長、村長もしっかりと後押しをしてもらって、ぜひ今後も推進していただけたらと思っております。

質問要旨の②のふるさと納税について、移ってきたいと思えます。ふるさと納税、昨年10月から1年半ほどで3億1,000万円ほどですか。もうちょっとですね3億3,000万円ぐらい、寄附ありがたいことに集まっておりますが、村の財政として約1億5,000万円ほどになっていると思えます。また地元業者にも1億円以上の経済効果をもたらしているということで、すごくいい効果を出していると思えて、本当にこの村の行政担当、この担当も含めて、関連している方々の努力には、本当に感謝の気持ちでいっぱいなんですけれども、こちら1年半経過する中で、例えば農産物だったり、今返礼しているものに対して、クレームとか、または「これいいね」とか、いろんな意見がコメントとして返ってきたりとかしていると思えますけれども、その辺村として何か対策といえますか、ブラッシュアップするような動きを今しているかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの2番議員の質問について、説明いたします。

クレームとか、よかったねというものがあるかということなんですけれども、毎月15日、月から15日づつで締めている中で、昨年のマンゴーとかについて、「非常においしかった」とか、そういったものはあります。あとまたマンゴーについて、当初クレーム等もありまして、その辺の対応について、マンゴー協会含めて、対策したところ、それ以降のクレームはないようになっております。さまざまな意見、いい点とか、悪い点とかあった場合には、商工会、それから観光協会の皆さん含めて、システムのトラブル等のクレームもあったりする場合も含めて、即担当含めて、調整会議を持って改善につなげているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 もう改善に努めているということでもありますので、これはやはり今回1,500万円。昨年よりも減している中で、やはりクレームとか、そういったものを見つめ直して、それを改善する動きというのは、やはりすごく大事だと思いますので、それがやはり農産物のレベルのさらなる向上であったり、加工品のレベル向上になると思えますので、この辺やはり経済課含めて、商工会、各連携して

いる団体と連携を図りながら、ブラッシュアップしていただけたらと思っております。やはりそういうことを積み重ねる中で、村のものもよくなって、それを生産している方々も跳ね返りがあって、潤うような状況が生まれて、そういう方々がやはりもっと潤えば、村税に跳ね返ってという仕組みをつくるのが、やはり今帰仁村の本当の意味の活性化につながっていくと思いますので、その辺ですね。しっかりとやっていただけたらと思っております。

今回1,500万円余り減になっているかというのものもあるんですけども、12月の一般質問の中でも「きふたび」というものに触れまして、それを今回すぐ4月から導入しますということであります。そういう対応の努力には、本当にありがたいんですけども、この辺、観光協会に委託するということでもありました。村の今、行っているふるさと納税返礼品で3割の返礼品額率なんです。それ今、県内見ましても大体4割、5割やっているところもちろほら見えるので、財源的に余裕があるところ、例えば国頭村とか、1万円の寄附で5キロのタンカンを送っているんですけども、向こうは。今帰仁村だとタンカン同じ品目で3キロなんです。2キロやはり国頭村が多い。これ寄附者って、もうやってみて思うんですけども、ネットショッピング感覚なんですよね、やはりお得なところを求めている。よりいい物、よりいい物というものをやはり求めているので、その辺のやはり競争力という部分でも、還元率というのはやはり今、あるので、これ国も規制しているんです。でも5割以下なんです。これは5割までは国は認めているので、加熱しているところは7割とか、やっているところは、そこはもう抑えてくれよと。換金率、換金性の高いものはやめてくれよというのは、国の姿勢です。5割までは認めていますので、その辺やはり今あるふるさと納税をふやすためにも、この辺も含めてふやすための努力は考えないといけないと思っていますし、またこの「きふたび」なんですけれども、これは送料とかかからないものなので、きてもらうという形になるので、この辺還元率を3割から、もうちょっと上げることは可能じゃないかと思っているんですけども、その辺の見解をお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

まず現行の返礼率は確かに議員おっしゃるとおり30%、例えば1万円のご寄附があった場合に3,000円分のお礼品はあげますよと。確かに議員がおっしゃるとおり、インターネットに露出の多いものほど、寄附が集まっている傾向というもので、通販じゃないかという批判も出ていることは確かではございますけれども、本村の場合は、健全といいますか。3割程度で今、行っているところでありますが、実際に応援したい方々の思いを含めて考えますと、今実際、本村の自主財源について、活用できている財源については、実質45%ではあるんですけども、その中で役場庁内での事務経費等を含めると、実質4割がほかの事業とかに充当できる財源としての活用となっております。その辺を含めて、この間も商工会のほうとの調整もしたんですけども、できたら5割程度は、自主財源が残る方向での検討とかを集めて、それも議員おっしゃるとおり多く集めて、その集めて潤った分の還元が税として本村にまた振り返っていくのであれば、1次産業者の生産業者については、国保の加入者が多いので、国保税の収入にもつながるし、村全体としての循環ができていい地域の活性化につながるものではないかと、今のところそういった期待は持てますけれども、今のところはその辺については、ふやすかどうかについては、もう少し検討もして

いかないといけないんじゃないかと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時36分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時36分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 答弁漏れがありましたので、もう一度説明します。

「きふたび」について、まだ正式にその業者との契約は済んでおりませんので、今のところ答弁は控えさせていただきますと思います。ほぼ3.5%の資料ではあるんですが、まだ契約が済んでいませんので、ご理解よろしくお願いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 これからの契約ということですので、ただやはり送料がかからない分、還元について跳ね返すのもいいんじゃないかという考え方は持っていただけたらと思っております。

このやはり寄附をふやす考え方というのが、今後もやはり重要かと思っています。やはり財源を残す方向、今ある財源を残す方向というのが大事なんですけれども、ふえればふえるほどやはりまだまだふやせる余力はまだまだあると思いますので、その辺を考えたときに、寄附をふやすために、また今は「ふるさとチョイス」というサイトだけですけれども、もう一つまた別の要は楽天がすごく今、伸びているんですよ。サイトとして、やはりこうやって見る人がふえる分、寄附に跳ね返ってくると思いますので、この辺の考え方はないかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまのご質問に説明いたします。

「ふるさとチョイス」で今、ふるさと納税の寄附を募っているわけですが、議員の質問のとおり、楽天についても9月ごろをめどにどうかということで、内部で検討はやっているところです。今は具体的に契約の中身、先ほどと同じなんですけれども、庁議の中にも諮っておりますので、その方向で今、検討はしているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 前向きに検討しているということですので、よかったです。

やはりこの自主財源、しょっちゅう言っているんですけども、やはりそれがないと、本当にやはり子供たちのためだったり、福祉だったり、村独自の住民サービスというのをやる時には絶対必要なものですので、これをふやすためにも、せひまたいろいろと私たちが策を練りますので、一緒にかんかんがくがくしながら、させていただけたらと思っております。

質問要旨③に移りたいと思います。

シルバー人材センターについてなんですが、これは去年の3月に私は多分、ふるさと納税の寄附、活用の仕方のほうで触れているんですけども、やはり退職後、60代、70代の人たちも本当にまだまだ元気ですし、こういう方々の知識だったり、技術だったり、あとやはり元教職員とかの方々もやはりいらっしゃいますので、そういう方々をうまく村の中で活躍できる場を創出するというのに、そういうシルバー人材センターというのは、すごく重要なのかなと考えております。例えば元教職員の方々を活用して、土曜日

の子供の居場所づくりとか、いろいろと独居老人宅の草刈りとか、何かしらいっぱい需要はあると思うんです、なのでぜひやっていただけたらと思っている中で、対米請求権事業等を活用して、今後、しっかり検討していくということではありますが、この辺、今後どのような形で進めていくのか、ちょっとお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいまの2番上原議員のご質問について、説明申し上げます。

議員がおっしゃるように、退職をされた皆さん、まだまだ元気な先輩方がいらっしゃられると。その経験と能力を生かす場面を提供して、その確保に努めるということは、行政としても大変大切なことだと理解をしております。この対米請求権事業を活用して、平成29年度については、需要と供給といますか、どのようなことが必要とされていて、高齢者の皆さんがどのようなことで、力を発揮できるのかというようにところを調査します。

それからシルバー人材センターとして、設立をするのか、あるいはまた職業紹介所として設立するとかのいろんなこのあり方も検討していきたいと思っているところでございます。対米請求権事業については、ほとんど賃金の職員の予算計上になっておりますけれども、その辺は関係機関、社協であったり、老人会であったり、民生委員の皆さんのまた聞き取り調査も含めて、平成29年度は力を入れていきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 この老人クラブとか、社協とか、そういう方々との意見交換とかもしながら、今後しっかり進めていくということですので、これ結構、先進地でもう既にやっているところも多いと思いますので、その辺、先進地に倣うような調査とか、この辺はやっていく考えがあるのか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

シルバー人材センターとして設立をしたのが、沖縄県内にも17カ所ほど市町村がございます。また別途に、職業紹介所として設立をしている市町村もございます。今回、平成29年度におきましては、先進地視察ということで、この予算の中にも組んでおりますので、みんなでまた視察をして、いい方向で検討できたらと思っています。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 中身がしっかり濃い、いい組織ができたらと思っています。この辺、今からの調査だと思いますけれども、いつごろまでにとかという目標設定みたいのがあるのかどうか。確認します。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 このセンターを設立することによって、地域が連携をして、また支え合う組織づくりも大変必要かと考えております。

ですので今回調査、検討をして、シルバー人材センターを設立するための予算の検討もしていかなくて

はいけませんので、今回調査をして検討する中で、もう1年必要とあれば対米請求権事業を再度申請する考えもございまして、設立までにはやはり3年ほどはかかるのではないかと、担当課としては思っておりますが、早目にできるようにペースを上げて取り組んでいきたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 そうですね、3年ほど時間をかけてということでもありますけれども、やはりしっかりといいものをつくるには、それなりの時間も必要だと思いますので、早目つつ、しっかりといいものができたらと思っております。やはり本当に老後の生きがいづくりとか、健康づくりにもすごくこれはいいものだと思いますので、今国保が厳しい中、こういういい形が生まれたらなと思って、期待しております。

続きまして、質問事項3. 古宇利島の光ケーブルの導入について、これは再三させていただいておりますので、確認程度でしましたけれども、今回、今月中にその担当者が、村がどのように考えているのか、ヒアリングにいきますよということでありましたので、村としてどのような考えで伺うのかと思って、確認させていただきました。自分はやはり無線とか、今屋我地とかは無線でやっているんですけれども、無線LANで、無線LANだと家庭では使う分には問題ないと思っておりますけれども、古宇利の場合だと今後、小学校の跡地利用とか、どんどん観光事業で、やはりメインになってくるのが古宇利島だと思っているんですけれども、ホテルを誘致とかという話もありますし、その中でやはり企業の環境整備というのを考えたときに、やはり無線ではちょっと厳しいというのが正直あります。スピードであったり、容量の問題であったり、その辺を考えたら、絶対的にブロードの光ケーブルだけではないと思っておりますけれども、要はこういうブロードバンド環境、無線LAN以外のしっかりとしたものが必要だと考えているんですけれども、そういう考えをもって、この担当と話をしていくのかどうか、村としての考えですね。お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

その趣旨の質問につきましては、去る12月議会でも説明をしたとおりでございますけれども、沖縄県との意見交換会という形で、今月末ぐらいどうかということで連絡がきております。その辺に向けて、県の意見、または今帰仁村の考え方についても伝えていきたいと。

議員の質問のとおり、Wi-Fiとか、無線を使ったものではなくて、光の敷設ができるかどうか含めて、県と調整をしていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 光ブロードバンドを前向きに考えているということで、少し安心しました。きのうの質問の中でもありましたけれども、やはりインバウンド事業ですね。今後も十分、見込めるという中で、やはりICTを活用したこのまちづくりというのが、ものすごく重要になってきます。今なぜこれが必要かという、今は観光客の外国人を見てみると、商品にスマホをかざしている人とかいるんです。するとその国の言語で、その商品説明がされて、これがどういう商品であるというものが理解できるようになっているんです。そういう商品を理解できるとやはり購買につながってくると思っておりますので、そういうことを考えても、ぜひとも光ブロードバンドは必要だと思っておりますので、整備のほどをよろしく。

もちろん、これは村で決めることではないですので、県との話し合いの中で訴えていただけたらと思っております。

以上で、質問を終わります。

○ **東恩納寛政 議長** 次の一般質問は、議長が一般質問を行いますので、副議長と交代します。

○ **東恩納寛政 議長** しばらく休憩します。 (休憩時刻 午後2時47分)

○ **與那嶺好和 副議長** 再開します。 (再開時刻 午後3時00分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長にかわり、4番東恩納議員の一般質問を最後まで、議長の職務を遂行します。

4番東恩納寛政議員の発言を許します。4番東恩納寛政議員。

○ **4番 東恩納寛政 議員** 皆さん、こんにちは。先の3月10日に通告してありました一般質問を、2年ぶりに行いたいと思います。

質問事項1. 平成29年度村長施政方針について、項目が5つぐらいあります。

質問要旨1. 旧古宇利小学校跡利用、及び農業大学校誘致の進捗状況について。

2. 農村集落基盤再編・整備事業西地区について。

3. 安全安心な地域環境を目指し、郵便局と協力体制に関する協定書について。

4. 沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）について。

5. 国民健康保険特別会計について。

質問事項2. 新副村長の就任について。

質問要旨1. 村長と副村長の事務分掌について。

2. 新副村長に期待するのは。

以上でございます。

○ **與那嶺好和 副議長** 喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 4番東恩納寛政議員の質問にお答えします。

質問要旨1. 旧古宇利小学校跡利用の進捗状況については、平成29年1月13日開催の第8回跡利用審議会の審議結果を受け、平成29年1月20日に跡利用審議会会長より答申書を受けており、現在公募に向け、募集要項の素案作りを進めている状況であります。

県立農業大学校の誘致については、平成26年12月から県農林水産部に要請を行うとともに、これまで誘致に向けて3回の村期成会総決起大会を開催しました。また、誘致に向けた村民の思いを横断幕に込め、村内外に示しております。平成28年3月沖縄県議会で農林水産部長が移転先を今帰仁村、名護市、宜野座村の3市村に絞ったことを答弁しております。

その後の沖縄県の動向を確認したところ、財政上の課題や県全体の公共施設総合管理計画（長寿命化計画）における優先順位の課題があり、候補地を3市村に絞り込んだまま、進展がないとのことでありました。

今後も引き続き、本村の優位性を生かして、沖縄県立農業大学校の誘致実現に向けて、村民と共に強く県へ訴えてまいります。

質問要旨2のご質問にお答えします。

農村集落基盤再編・整備事業西地区については、平成27年度採択されました集落基盤整備事業今帰仁西地区の事業内容を、平成29年度は事業が移行されて実施することになっております。

事業名は変わりますが、平成27年度から平成31年度まで事業を継続することになります。

事業対象地区は、今泊・兼次・諸志区で事業を実施してまいります。

質問要旨3のご質問にお答えします。

村民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための郵便局との協力に関する協定を平成29年1月10日に締結をしました。

協定の内容は、郵便局職員が今帰仁村内における業務中、高齢者、障がい者、子供その他住民のなんらかの異変に気づいた場合、道路などの異常を発見した場合、不法投棄を疑われる廃棄物を発見した場合などにおいて、郵便局の業務に支障のない範囲で役場の所管部署に情報を提供する内容となっております。現在のところ情報の提供はありません。

質問要旨4のご質問にお答えします。

平成29年度の沖縄振興特別推進交付金については、国の予算減額に伴い基本枠配分額が2億8,100万円となっておりますが、待機児童をなくす子育て支援のため、幼保連携一体化施設整備事業を特別枠事業として計画し、前年度並みの3億3,000万円確保に向け、取り組んでまいります。

施政方針でも述べましたように、引き続き沖縄振興特別推進交付金制度の有効活用に向けてまいります。

質問要旨5のご質問にお答えします。

平成29年度の国民健康保険特別会計については、総額20億6,802万7,000円を計上し、昨年度より5.3%の増となっております。構造的に財政基盤が脆弱なうえ、少子高齢化の進展や医療技術の進歩などに伴う医療費の増加などにより、赤字額が膨らみ、依然として財政的に厳しい状況が続いております。平成28年度への繰上充用額は、約2億7,944万1,000円となっております。

一般会計からの繰り入れや収納率の向上、国保事業の運営健全化、赤字解消計画の強化を図り、医療費の適正化や保険税の適正な設定について取り組みます。

質問事項2の質問要旨1の質問にお答えします。

今帰仁村の条例・規則等には、村長の権限に属する事務の一部を、副村長に委任する旨の明確な規定はありません。

地方自治法第153条第1項及び同法第167条第2項の規定のもとに、村の事務決裁規程があり、その中で村長の権限に属する事務の一部を副村長に委任し、委任に関する内容の具体的なものが規定されております。副村長の職務は、村長を補佐し、村長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、村長の職務を代理することになっております。

質問要旨2についてお答えいたします。

新副村長に期待することは、今帰仁村の目指すむらづくりに、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）としての職務経験を生かし、深い見識、豊かな発想力と熱意をもって取り組んでいただけるものと期待をしております。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 それでは通告順に従いまして、順序よく再質問を行っていきたくと思います。

まず1点目の、旧古宇利小学校跡利用の進捗状況。ただいま村長から答弁がありました、平成29年1月20日に跡利用審議会会長に答申書を受けており、現在、公募に向け募集要項の素案づくりを進めている状況でありますということですが、答申書はもう既に見ているかと思いますが、その内容で、特にどの辺を中心に、いわゆる公募に向けるのか。その辺をかいつまんでご説明を求めます。

○ 與那嶺好和 副議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 4番東恩納寛政議員の質問について、説明いたします。

まず答申書の内容をどういう方針で考えているかという質問だったと理解しています。まず答申にありますように、まずは観光に特化した事業ですね。それと雇用の拡大ですね。村税の税収のアップ、そういったものを念頭に募集をやっていきたくという考えであります。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 ただいま企画財政課長から答弁、説明がありました。

一応、答申書は私の手元にもきておりまして、その中に具体的にはあまり具体的ではないので、その点全ての前提条件をつけないゼロベースの検討依頼とあります。これ非常にわかりにくいです。

それからその辺で、今帰仁村総合戦略、今帰仁村人口ビジョン、今帰仁村観光振興といったものとの整合性ということを踏まえた上で、早速、現在公募に向け、募集要項の素案づくりを進めているということではありますが、募集要項というからには、もう具体的な素案ができていると思います。例えばこの素案づくりはいつごろにでき上がって、いつごろに公募に向けるのか。とても唐突だと思しますので、その辺はスケジュールができているのであれば、今の全ての前提をつけないゼロベースというものを、もう少し説明を求めたいと思います。

それから今言った、公募に向けて募集要項の案づくりとなっていますが、これがいつごろの公募になるのか。そしてその案づくりは。これではどういうことになるのかが、わかりにくいんですね。例えば、今まであいあいファームもありましたし、今帰仁中も、兼次もありました。それぞれにある程度の目標は出たと思います。今帰仁村役場としては、どのような跡利用になるのかを、今できている案だけでいいので、答弁を求めます。

○ 與那嶺好和 副議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま4番議員の質問について、説明いたします。

答申書の内容の要点といいますか、かいつまんで言いますと、まず1点目には、古宇利島、今帰仁村がともに発展に貢献していけるかどうかの視点ですね。それとあと持続可能な利活用の策定となっているかどうかという話ですね。

あとは、いろんな審議会の中で議論を重ねる中でもありましたように、島民、住民の意向を反映しているかどうか。そういったのも視点としておくべきだろうというふうに理解しています。そういう中で、先ほど総合的に勘案をして、雇用の場の創出というか、あと地域の活性化に結びつくように、あとは島民の

理解も得られるように、そういったこととあと古宇利島の現状の様子からして、観光事業を行う企業が望ましいだろうという形で進めています。

それから公募の要項の素案づくりですけれども、現在素案でたたき台をつくっている段階で、最終的には庁議で議論をして図ってから公募に向けていきたいと考えています。

庁議というのは今の予定では、事務方によっては来週の庁議の中で議論をして、最終確認をしていきたいと考えています。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時15分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後3時16分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 先ほどの質問について、説明漏れがありました。

議員が持っていらっしゃる答申の中で、ゼロベースで検討を依頼したいというのは、最初に審議会の委員に前村長のときに、答申を依頼するときの言葉で、何と申しますか、お願いするときの言葉ですね。それを受けて、そういうことです。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 再質問を行いたいと思います。

全ての前提条件をつけないゼロベース、確かにこの審議会に対する諮問の際のいわゆる村当局との確認事項であるわけですね。了解です。

それで私なりに理解と申しますか、考えたんですが、湧川区にあいあいファームができるときに、雇用拡大につながるという条件があったんです。その辺を要するに今回はないのかなど。あるいは雇用拡大で無償貸与する際に、そのかわり50名ほどの村民の採用があるという条件がありました。こういったのが前提条件ではないかと理解しているんですが、村長は多分この確認事項は前村長なので、今の喜屋武村長は多分、この辺はあまり理解していないのかと思いますが、もし今の時間に例えばこれからやるもの、当局の今の説明では、来週ということですが、その辺にどういった条件をつけないのか。その辺がもしあれば、なければいいんですが、ただそれと今の件の1月20日に答申が出ていると。その割にはとても遅いような気がするんですが、もう2カ月超えています。そうじゃないと新年度にはもう間に合わないと思います。もちろん間に合うというか、始めるのがですね。具体的ないわゆる素案をつくって公募に向ける。公募というのは大体、年度の初めにありますから、そうすると今年に間に合えば6月なのか、次の3月なのかというもので、とてもスピード感がない感じがします。今の件ですね。再度答弁を求めます。

○ 與那嶺好和 副議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 4番東恩納寛政議員の質問について、説明します。

ゼロベースというのは、先ほどご理解いただいたと思いますけれども、村が審議会に答申をお願いするときに、ゼロベースで村が何をつくってほしいとかということを経営条件をつけないで、ゼロベースでその審議会に任ずということで、それに基づいて約2年間、審議委員の皆さんが努力をして、審議してもらって、平成29年1月20日に審議会の会長の島田会長から村長に答申がありました。その中に、結論として、この古宇利の置かれている状況、それから今の古宇利への観光客等含めて、そういうことも含めてだと、私は

理解していますけれども、観光に特化した事業が望ましいという結論を書いているわけですが。具体的にホテルとか、何とかは書いていないんですけれども、観光に特化した事業でその理由として、若者の雇用促進、定住促進、そして自主財源の増につながるような、観光に特化した事業が望ましいという内容と、それからもう一つは、この古宇利小中学校跡地だけの跡地利用ではなくて、古宇利全体を一つの跡地利用の中でも位置づけをして、古宇利の村づくり展望と申しますか、そういうものとマッチした観光に特化した跡利用がいいというふうになって、ただその中で今少し、仕様書を担当のほうでつくって、大まかにたたき台をつくっているんですが、まだ正式には庁議にかけていませんけれども、早目に公募をして、有効活用を図りたいんですが、その中に土地が大体4,000坪ちょっとぐらいだと理解しておりますけれども、その中に2筆まだ買収できていない土地がありまして、約2筆で200坪ぐらい、この土地については、今用地買収に向けて交渉をしているんですが、所有権者がもう既に亡くなっておりまして、相続人がまだきちんと確定していないということで、今教育委員会のほうで、担当のほうで、この用地買収に向けて交渉を進めている段階です。

前に村のほうで、ある業者と和解をして、2筆買い取った土地があるんですけれども、そのほかにあと2筆、この相続が結構やはり相続人が、相続権のある方と連絡がとれない方もいるということを知っていますので、それを早目に今進めておりますけれども、その土地をどういうふうに、この跡地利用に入れるのか。できたらその土地を買い取った後でやったほうがいいと思いますけれども、しかしそれがまだ時間的にもかかるおそれがありますので、その仕様書をつくる場合に、この買い取りできない土地がどこどこに何坪あって、それも含めて、村内で仕様書をつくって公募していくのか、そこら辺のまだ確認というか、最終決定していませんので、できるだけこの用地の買い上げと、もし買い上げがちょっと遅れる場合は、その仕様書の中にどういうふうに位置づけしていくかということを含めて、早目に決定をして、決まり次第、これは村長としては、県内を含めて公募をして、ホテルに特化した跡地利用ができるように、力を尽くしてまいりたいと考えております。

細かいところについては、担当課長から説明させます。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時23分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後3時23分)

4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 先ほどの村長の答弁で大幅、理解はしております。これは答申にも書いてあるとおり、観光は古宇利島のみならず、今帰仁村の観光にも有名ポイントとしての地位があるということでは、大体方角は決まっているんじゃないかと思います。先ほど村長からもありましたこの土地の問題、これは相当ネックになりそうなので、私独自で調べたところ、一つは解決しそうで、もう一つが難しいと今、言ったところですね。ですからこれはほかの学校と違う、いわゆる跡利用のあり方としては、とてもいろんな障害があるところだと見ています。ですからその辺は両方並行しながら、素案づくりもしながら、その障害を取り除く努力もぜひしてほしいと思います。

これについては、今村長からもありましたが、第1回の答申審議会が平成26年の7月にあって、今年の1月までに18回と、36時間というふうに時間もたっぷりかけていますので、素晴らしい案ができています。

のだと理解しています。そのことで、これはもうこの跡利用については、形も決まっているわけですので、ぜひ素案づくりは進めていただいて、せめて何月ぐらいまでには応募したいというのがあれば、ある程度は示していただいて、それはある程度でいいです。

それとこれまで湧川のあいあいファームの跡利用のことで、いろいろと学習しましたので、その辺はぜひ村長も頭に入っているかと思いますが、提案というか、していきたいと。まず1点はその審議内容、あるいは跡利用のあり方を古宇利区とのいろいろと調整もしていきます。それから審議会も終わりました。その報告はぜひ、古宇利区にしてほしいということで、このこれを提供した本人からは、何か4月の総会にこれを審議内容は報告するということであるそうですので、その辺は。

それからあいあいのときもそうだったんですが、地元との契約をしたときに、地元の区長以外は知らなかったというのが大部分ありまして、説明を聞きたいというふうに区民から来たときに、もう事後説明になっている。だからできたものを報告するというあり方でした。その義務はないのかもしれませんが、ここはぜひ、今までのことを踏まえて、議会に報告ということまではないんですが、ある程度の情報提供は、議員にもそれから当事者にも、それから当地区にも、ある程度は知らせたほうがいいかと思います。知らせてまずいところは、もちろんいいんですが、もうここまでいっているよという報告はぜひほしいです。今回、以前の場合にはもう既にでき上がったのを、「実はこういうのができるね」ということで、聞きにきたら、いろいろと条件があったということと、もう1点は、これにはあるんですが、その学校跡利用については、いろんな制限がありまして、この建物については、いわゆる適正化法のまだ残った、いわゆる返済があるものに関しては、無償で貸さないといけないというのがあるので、多分古宇利もそうだと思います。ただし土地は、あくまでも村のものでありますから、これはいくらかでも土地代としては、何年契約であろうと取るべきだと思いますが、その辺の村長の決意を聞きたいと思います。これはもうぜひやるというふうに決めればできると思います。ただ前提、以前のところがやっていなかったからという慣例ではなくて、これは村民が納得するためだと思いますので、その辺はぜひ、答弁を求めたいと思います。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時28分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後3時29分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 4番東恩納寛政議員の質問について、説明いたします。

今、素案の段階ですけれども、土地に関しては無料という話ではなくて、借地を要するに鑑定を入れて、借地という方向でやっていこうかなという案です。あと建物に関しては、校舎はあるんですけれども、1校舎だけはまだ一つは取り壊すときに償還、起債の償還はいくらかまだ何百万円程度ですけれども、借入れが残っているのがあります。

あと建物、そういったものもなく、建物を取り壊す場合は、文化庁を通じてこの取り壊しの申請をしていくというような形になろうかと思っています。取り壊す場合ですよ。取り壊す場合ですね。以上です。

住民説明会については、議員から提案があったように、古宇利の区長を通して、常会あたりで経過説明をやっていこうと考えています。

○ 與那嶺好和 副議長 喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 4番東恩納寛政議員の質問にお答えいたします。

地元初め村民、それから議会への説明については、これは古宇利小中学校の跡地の件ですけれども、これは全村的にもまたかなり場所もすばらしいところですので、全県的にも注目されている場所です。この事業を、今は土地の問題の解決と、それから内部で仕様書、公募に向けての今たたき台をつくって、まだこれは決定してはおりませんが、決定した段階で、まず手始めに古宇利区に対して、この跡地利用について、村の考え方を説明して、またその中でいろんな意見を聞いて、それに反映できるものがあるのか、そういう説明と、それからあと議会への説明ですね。これはまた議会の議決とか、いろいろな形でかわってくることもあると思いますので、土地を貸す場合ですね。面積に応じて、議会の議決も必要な場合もありますので、議会への説明。

それから村民にも、この村の案ができましたら、古宇利の跡地利用については、村としてはこのように考えているということで説明をもって、説明のやり方については、今後検討しますけれども、全村的には。できるだけこのすばらしい古宇利小中学校跡地が有効活用されて、今帰仁村の発展につながるような、村民が本当にこういうふうな跡利用をしてよかったと言えるような計画にしていきたいと思いますので、そういう村民への説明についても、きちんと行っていきたいと考えております。

○ **與那嶺好和 副議長** 4番東恩納寛政議員。

○ **4番 東恩納寛政 議員** 村長、今の答弁のとおり、ぜひできるよう期待しております。

それからこの時間の配分が大分厳しくなっていますので、1点だけ確認したいと思います。確認というか、契約期間ですね。もしあるとしたら…。湧川のように15年になるのか。その辺はある程度考えていただいて、答弁を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 當山清巳企画財政課長。

○ **當山清巳 企画財政課長** ただいまの4番議員の質問について、説明いたします。

期間についても、まだ素案の段階で、申しわけないんですが、今事務方としては30年間から50年間の範囲を今やっているんですが、そういったところも最終的には今は素案ですけれども、そういったのを決めていきたいということです。

○ **與那嶺好和 副議長** 休憩します。 (休憩時刻 午後3時34分)

○ **與那嶺好和 副議長** 再開します。 (再開時刻 午後3時36分)

4番東恩納寛政議員。

○ **4番 東恩納寛政 議員** 私は一部使うものだと思っておりました。新たにつくり直すといえば、またそれはそのとおりでいいかと思います。ぜひこの辺もまだそう思っていない人もいると思うので、公募に向けた素案づくりはぜひ早目に希望したいと思います。

次に、もう1点の農業大学校、これについてはたくさんありませんので、ただ最近、気になったのは、ここの役所前の信号の前にある「農大を今帰仁村に」農業大学校をとというのが一旦倒されてきたので、ちょっと心配しました。諦めたかと思ったら、また立っています。立っているのに事務局みたら、こっちを向いていますね。これは意図してやったのか。それとも単に別の工事か何かでやったのか。答弁を求めます。

○ 與那嶺好和 副議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 4番東恩納寛政議員の質問について、ご説明申し上げます。

交差点に立っている看板なんですけれども、あれは美ら島財団のほうで、造形花壇一つ、ツノダシの造形花壇が建っていますけれども、それにもう一つタツノオトシゴの造形花壇を設置したいということの調整がございまして、その中で看板も全体的に駐車場寄りに寄せて、奥に寄せた状態で移動するという事で、一旦取り外した状況があります。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 ちょっと今、余分な質問でしたけど、農業大学校については、過去の3回の期成会に全てかかわっておりまして、私もすごい思いがありました。現場も行きまして。

平成28年に県が3つに絞ったときにやったのかと思ったんですが、それから何もないということで、昨年3月が決起大会でありました。これはぜひまた新しい村長のほうで、ぜひもう一度やっていただきたいと思います。この辺について、4回目の期成会、総決起大会を開催のお気持ちがあるかどうか、村長にお伺いしたいと思います。

○ 與那嶺好和 副議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 4番東恩納寛政議員の質問にお答えします。

農業大学校誘致に向けて、4回目の誘致に向けての村民総決起大会を開催する計画はあるかということですが、先ほど答弁しましたように、名護市、今帰仁村、宜野座村に絞られているということで、去年の10月ごろ、県との沖縄県の市町村長会との意見交換会がありまして、その中で私が議題ではなかったんですが、「どうぞ各市町村何か県に対する意見とか、要望があれば、意見を出してください」ということでありましたものから、沖縄県の浦崎副知事に、その場で「農業大学校についてはいつごろ決定するんですか」ということで質問をしましたら、その時点では、「今、最終調整に入っているけど、あとしばらく時間がかかります」ということでの返事だったんですが、その後、村として直接県に出向いて、要請したり、それからその後どうなったかということについての問い合わせは、去年の10月、11月以来行っておりませんが、少しまた情報を収集して、早目に第4回の誘致の村民大会をやったほうが良いということであれば、また実行委員会がありますので、実行委員会とも協議をして、検討していきたいと思えます。

その実行委員会の意見の中で、また早くもう一度やったほうが良いという方向性が出れば、やる方向で取り組みを進めていきたいと考えております。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 農業大学校については、今帰仁村最後の望みをかけて、ぜひやっていただきたいということを申し上げて、この辺でこれは終わりたいと思います。

次に、第2分類の農村集落基盤再編・整備事業西地区について。この一般質問は、内容がどうのこうのではなくて、今回はあくまでも村長施政方針についてが第1分類であるんですが、その中に今の農村集落整備再編・整備西地区についてというのがあって、重点事項にも入っていて、それから再度また同じところにもあるんですが、すごいこの力の入れようで、別に偏りがどうのというわけではないんですが、村長

の施政方針には、東地区、中部地区は一切ないんですが、これだけは重点してあるんですね。思いがあるのかと思いますけれども、議案書の中には中部地区も東部地区もちろんあるので、必ずしも偏りはないと思いますが、こういう整備事業、村内の整備事業をやるときにある程度その均衡ある村道の利用とか、その整備については、何か基準があるのかどうか。また前年度、あるいは2年前のその年度にどこどこあったので、今度はというのが一つ目安になるのがあって、こういう整備事業を行っているのかどうか、村民については、それぞれの地区の人からすれば、西からすれば東は多い、東からは西が多いという、ある意味では村民の声もあります。それを村長として公平にやっているという何か基準を持っているのかどうか、答弁を求めます。

○ 與那嶺好和 副議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 4番東恩納寛政議員の質問にお答えします。

西地区がかなり強調されて、また実際にこう村長に何か思いがあつてかということですが、決してそういうことではなくて、全て村のいろんな計画にのっとってやっております。村長が特に指示してこういう施政方針に書いたということでもございませんけれども、詳しい点については、担当課長から説明をさせたいと思います。

○ 與那嶺好和 副議長 金城正明建設課長。

○ 金城正明 建設課長 4番東恩納議員の質問について、説明します。

これまで今帰仁村において、集落基盤整備事業として整備を行ってきたものが、これまでもありますけど、まず平成11年から平成16年にかけて、集落整備事業、今帰仁西、これは今泊、兼次、諸志の集落の整備を行っております。それから平成16年から平成21年に集落総合整備事業今帰仁、東部地区ですね。これについては渡喜仁、運天、上運天、古宇利の4字が事業の対象になっておりました。それから平成20年から平成25年にむらづくり交付金事業、今帰仁西部地区、これについては与那嶺、仲尾次、崎山、平敷の4字ですね。

それから平成21年から実際計画では、平成26年度までだったんですけども、平成27年まで村づくり交付金事業、今帰仁中部地区、これについては越地、仲宗根、謝名、玉城の4字の整備がされて、完了しております。それから平成22年から平成29年度まで、村づくり交付金事業今帰仁東部地区、これについては勢理客、天底、湧川、呉我山の4字で今、事業を進めているところで、平成29年度で事業を完了していく予定であります。こういった随時、村内において、各3つから4つぐらいの字の地区を設定して、事業を進めているところであります。以上です。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時46分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後3時48分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 4番東恩納寛政議員の質問にお答えします。

予算を審議し、決定する議員の皆さんはよく理解しているということですが、地元であるいはまた村民から聞かれた場合は、議員の皆さんも答える機会があるかと思いますが、今区長会とかでは、結構そういう報告をしているんですけども、果たして区長の皆さんが地元、字に戻って、全部にやっているかとい

うことはよく把握しておりませんので、やはり村の行政において、やはり情報公開、あるいは村民が知るべきことをきちんと知らせていくというのは、行政の大事な仕事でありますので、特に大きな事業等、あまり細かいところまではちょっと難しいかと思えますけれども、大きなこの事業等、また字へのいろんな農業から福祉関連いろいろとあると思えますので、それについては、この方法は毎月いろんなスペースがありますので、それとは別に字の区長にお願いをして、その字の分を印刷してもらって、常会とかまた公民館に置いて、知らせる方法などは可能だと思いますので、村がいろんな事業もやっていることについて、知らせる方向で、情報公開もして、やる方向で取り組んでいきたいと思えます。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 村長から答弁がありました。

これは一つの提案なので、方法としては、各字懇談会が毎年ありますよね。全ての字で。その中でちょっとしたチラシにでも書いて報告する。そこで公平に渡るはずです。それからJAでは「太陽」とか、そういったまた別冊刷りで、農業に関するものが結構ありますので、この辺は役場としても、広報紙は毎月出ていますが、広報紙とは別に機関紙でもいいので、村内の基盤整備、その他についても題名は何でもいいんですが、そういった方法で知らせることは、村民のためにも、また役場のためにもいいんじゃないかということで、これは提言という形にしたいと思えます。

次の3番に移ります。これは村民が安心して暮らせる地域づくりに資するための郵便局との協力に関する協定ですね。私はこれは久しぶりにクリーンヒットだと思っております。ぜひこれは伸ばしていきたいということで、協定書も総務課長から丁寧にいただいておりますが、それなりにこれはいいと思えますが、ただ甲乙との間の協定ではあるんですが、これは郵便局の局員がいわゆる業務の片手間にやるというふうに理解していいかと思うんですが、それは内容等はいいいんです。ほとんどあるのは内容と免責だけで、あとは有効期間、その他ですから、今からスタートしている、もう既にスタートしているんですが、それについて、何かあった場合のことも少し考えたほうがいいのかと。いわゆる業務中にやる行動。

仕事外ではあるんですが、オートバイが主なんですが、そのために例えば事故を起こしたりとか、あるいは何か事件、事故に巻き込まれたりという場合の免責とか、または今回は向こうにいわゆる無償でやっている感じ。まず1つ目にいきますが、報酬はないですね。

○ 與那嶺好和 副議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 4番東恩納議員の質問について、ご説明いたします。

報酬等はあるかということなんですけれども、報酬等はありません。あくまでも、郵便局の持つネットワークを地域の安全、安心のために活用していただきたいと。そのためにも村との協定書が必要だということで、郵便局含めて、ご提言がありまして、村もぜひ村民の安全、安心のために協定を結びたいということで、そういうふうになっているところであります。以上です。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時53分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後3時53分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

目的につきましては、冒頭村長の答弁の中にもあったかと思いますが、協定書に関する目的の中を読み上げます。

目的第1条 この協定は住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定める内容となっております。以上です。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 目的はそのとおりですね。

内容は今もう少し見ると、内容は3つしかないですね。高齢者、障害者の異変に気づいたとき、道路の異常を発見した場合、不法投棄が疑われる廃棄物を発見するとか、いわゆる、配達しながら何か異常があったときに、役場に通報するというだけのもので、でも何がしかのこのある意味でいうと、通報もやはり金銭にかえられるわけですから、何か役場としてはできることがあるのかなと思います。いくら同じ公務に近いところと、公務同士といっても、例えば郵便局というのは、郵便はがきの購買をあちこちで勧めているので、役場でその辺を一括購入するとか、そういったものがあるのか。あるいはそれとも別条を設けて、幾らかの金銭の報償をすることはできるのかどうか。この2つ。

○ 與那嶺好和 副議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまのご質問に、お答えします。

この辺につきましては、郵便局の本来の業務、公文書等の配送が郵便局の業務でありますので、その中で、独居老人であるとか、ちょっと毎日というか、日常業務の中で郵便物を配達する中で、郵便物がたまっているとか。そういう中の異変を感じたときに、例えば高齢者の場合については包括支援センターへ連絡して、直にお伺いして安否の確認をするとか。道路につきましては、バイクなりで走りながら、道を歩くときには崩落の危険性がある場所に気づいたと。ヒヤリ・ハットの関係ですね。運転しながら、少し危ない目にあったとか、そういった場合に道路を維持管理している建設課のほうへ連絡するとか。

あと道のそばに不法にごみが投げ捨てられている場合については、これは不法投棄ではないかという内容で、住民課の環境担当のほうに連絡するとか。という内容のものです。郵便局の業務の中で、無償の業務提携ということでの内容になっておりますので、その辺はご理解をお願いします。

向こうから賞与とか、そういったものを求められている内容ではございません。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 これからスタートして、もう既にスタートしている協定なので、ぜひ後押しはしたいと思います。

ただ1点、この協定書では甲と乙があって、甲は今帰仁村、乙は今帰仁郵便局、名護郵便局、近接する町村かと思いますが。今帰仁村の近接といえば名護市、本部町です。東側と西側それぞれ名護市に近い、本部町に近い、あるいは生活圏にもなっていると思います。これに本部町が入っていないのは、何か断わられたんですか。

○ 與那嶺好和 副議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまのご質問に説明いたします。

「本部町が入っていないのはどういったことですか」ということでございますけれども、本部町は本部

町の郵便局と本部町とのほうで、同様の協定を結んでおります。また東村、東村はまだ聞いていないんですが、大宜味村につきましては、大宜味村と大宜味村の郵便局とのほうで同様の協定を結んでおります。以上です。

名護郵便局が入っている協定書に入っている関係は、配送業務の北部地域の統括が名護郵便局内にある関係で、名護郵便局の日本郵便株式会社、名護郵便局の方が入っているということになっております。以上です。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時58分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時59分)

4 番東恩納寛政議員。

○ 4 番 東恩納寛政 議員 この協定については、私も全面賛成でございます。関連するんですが、関連というか、協定ですから、今帰仁村の納税、住民票の取得が郵便局でできるような動きがあったんですが、これはまだですか。要するに住民票とか、戸籍抄本とか、あるいは税金とかは、郵便局でもできるように、以前あったと思いますが。

○ 與那嶺好和 副議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいま4番東恩納議員の質問について、説明いたします。

今、郵便局のほうで、納税証明ですね。が取得できるかという話なんですけれども、今、初めて聞きまので、今ちょっと理解はしていないところですね。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 4 時00分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後 4 時01分)

田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいまの質問について、説明いたします。

今のところ、役場での計画はないです。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 4 時01分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後 4 時01分)

田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいまの質問について、説明いたします。

郵便局との、恐らく住民票だと思うんですけども、この住民票が郵便局でとれる対応というのですか、そういった提携とか、そういったものについては、実際に窓口が開く時間とか、郵便局と一緒に、場所についても同じ場所にありますし、そのあたりで恐らく、今までこういう話がなかったのかということ考えております。以上です。

○ 與那嶺好和 副議長 4 番東恩納寛政議員。

○ 4 番 東恩納寛政 議員 この協定については、今後いろいろとまた出るかと思いますが、ぜひまた進展して、新しいのがあれば、これについてはもうほかの市町村はやっているんですか。

今帰仁村は初めて、協定書を結ぶのは、郵便局と。

○ 與那嶺好和 副議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

私が確認しているところにつきましては、北部地域では大宜味村、本部町、その次に今帰仁村です。はい、以上です。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 質問要旨3については、以上にしたいと思います。

次に質問要旨4番目、沖縄振興特別推進交付金、答弁書にはちょこっと書いてありましたが、今、一番ホットなどこの市町村でもそうだと思いますが、まず前もって資料をいただいたもので、実際平成24年度から平成27年度までの4カ年、4年度になりますか、平成28年度は今からですから。これはとても鳴り物入りという形で、国から交付額が来ておりました。今帰仁村は当初は2億8,000万円だったのが、5,000万円が各市町村に割り振られて、3億3,000万円ということで、これがスタートになっておまして、この平成24年からの交付額を見ると3億3,000万円、次は3億3,400万円、それから5億3,000万円という、すごい平成26年度は突出しています。平成27年が3億6,800万円と、今年になって、やはり平成29年度には2億8,000万円と、当初の最初の基本に戻っていると思っています。それだけそのかわり執行もある意味では変わっていますが、ただ一つ気になるのが不用額が当初は、平成24年度はゼロでした。平成25年度は不用額が4万4,000円、金額的には本当に不用額ゼロに近いですが、平成26年になりますと、これが何と73万1,000円、当初の15倍ですね。不用額は。金額は小さいです。

さらに平成27年度になると、1,109万円と、どういうわけか15倍ずつふえています。最初はゼロ、翌年4万4,000円、その次は73万1,000円、さらに翌年は1,100万円と、これはどういうわけかこの不用額の増というのは、今後にある意味でいうと、さらに交付額の減につながるんじゃないかと思うんですが、答弁を求めます。

○ 與那嶺好和 副議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの4番東恩納議員の質問について、説明いたします。

平成27年度の不用額の1,000万円の要因はという質問だと思いますけれども、平成27年度、これまで事業、活動費でやっていたわけですけれども、平成27年度の9月あとですね。9月あとに国の施策の中で子ども・子育て支援交付金という新しい事業がふえまして、我々がやっていた村で一括交付金を使っていた幼稚園での空き教室を使って、午後の預かりですね。預かり事業。それを要するにこれまで一括交付金を活用させていただいたんですけど、そういう新しい交付金事業、国の補助事業が出たものですから、この推進交付金というのは、国庫補助事業があれば、これは使えないという話になって、我々が事業しなかったという話ではなくて、継続していて、この午後とあと土曜日とか、預かりをやっていたものを要するに、子ども・子育て支援交付金、国の事業に置きかえて実施して、これが1,000万円近くの不用額になったということでもあります。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 何かの不調かなと思ったんですが、同じ倍率で上がってきているので、これは平成28年度出ていないと思いますけれども、今年は特に、去年予定を組んでいたのが、既に交付金が5,000万円ほど減っているということもあって、予算の中でもいろいろと出ていていると聞いています。主な

ものがあれば、それぞれ極端に減るもの、あるいは減額になるのがあるのであれば、それを村長、説明を求めます。

○ 與那嶺好和 副議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 先ほどの答弁を修正します。

1,000万円といいましたけど、2億8,000万円です。その中で、また基本枠以外に、各41自治体がこう5カ年事業、5カ年、5カ年事業をやる中で、どうしてもそれぞれの枠の中でできない。どうしても自治体が必要な場合は、全体の中で特別枠という40億円という、41市町村がエントリーできる枠なんですけど、そういう特別枠というのにエントリーすることができるというシステムがありまして、そのほうに村としても幼保連携施設というのは必要ということで、今回は計画をして申請をしているというような状況であります。

説明漏れがありました。去年に比べて減ったのは、やはり要は5,000万円近く減っているわけですから、去る議案審議の中でもいろいろと各それぞれの場所で幾らか事業費がほぼこれまでずっと継続していたのが、幾らか減らされたような形で調整をさせていただいているのが、当初予算で計上してある予算となっています。全体的にちょっと抑えた形になっています。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 企画財政課長の説明で理解をしておりますが、個別のことを一つ一つ言うのは、どうかと思うんですが、闘牛場もかなり減ると聞いていたんですが、経済課長に説明を求めたいと思います。特に金額で賄える分はいいんですが、量的にみて、例えば待機小屋の牛の頭数の頭数が減るとか、屋根がちょっと安くつくとか、そういうふうになるのかどうかですね。答弁を求めます。

○ 與那嶺好和 副議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの質問について、説明いたします。

闘牛場に関しましては、平成28年度実施設計だったものですから、平成29年度は工事を予定しています。それで単年度、今年で平成29年度で完成する予定にしていますので、要は減らすという形はとっていません。あと、先ほど説明しましたけれども、全体的にこう抑えているというものは、極端に5カ年計画とか、道路とか線的なものがありますよね。こういったものをちょっと2年で終わるのを3年でちょっと調整していただきたいとか、そういった形で、各課調整させているのが、主ですね。

それとあとはイベント関係、議案審議のほうでも議員は感じたと思いますけれども、イベント関係のほうは、ほぼ平均的に減らされているというような状況であります。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 イベント関係というのは、具体的には何のイベントですか。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時13分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後4時14分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 4番東恩納寛政議員の質問について、ご説明を申し上げます。

一括交付金事業で全体的に減っている中でイベント関係も減っているかということですが、これ

につきましては、主だったものでグスク桜まつりでの負担金、それから古宇利島ハーフマラソンマジックアワーRANですね。その負担金、それから今帰仁ハーリーカーニバル等々のイベントの負担金については、ほとんど減額された状態で配分されているということでございます。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 だんだん細かいのが出てきましたので、個別にはちょっと時間がありません。これは振興予算に頼ると、いずれはどうなるかわからないということがこれから心配です。その辺は後ろのほうの2. 副村長というのがありますので、そこにつなげていきたいと思っておりますので、また先ほどの答弁漏れといたしますか、この今帰仁村のいわゆる不用額の増、先ほど企画財政課長から説明があったんですが、それはいわゆるこの交付額に影響しないのかというのは答弁は出ていますか。

つまり各市町村のこういう不用額の増が、交付額に影響するかどうか。

○ 與那嶺好和 副議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの質問について、説明いたします。

今、決算ベースで出ている平成27年度の1,100万円近くの不用額が、今後の査定に影響するののかという質問の趣旨だと思いますけど、現在のところ影響しないというふうに考えています。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時16分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後4時17分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま4番東恩納議員の質問について、説明いたします。

昨今、新聞報道ではそういう今言う、21世紀ビジョンもそうだし、要するに折り返し地点になっていて、あと過去、見直しをして、今後5カ年間を見据えて評価する中で、マスコミとか、そういったのも今後影響あるんじゃないかという話は耳に、私どももしていますが、具体的に我々が今出している年度途中で、子ども・子育て支援事業ですね。これとの組み替えに伴う不用額に関しては、次年度以降の査定に影響しないと考えています。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 今の答弁なんですが、マスコミ等で見聞きすると。私もそれを見ているから聞いているんですよ。それを想像じゃなくて、もうあるものと思って。絶対、これから今後はいずれなくなる予算だと思いますし、減少も当然みられる。これ今年が最初ですね。そういう意味では。

ですから今後の予算の立て方は、ここをあまり頼りにして、新規予算につなげていくと、全体を今みたいにあちこち全部削ることになる。ですから財政トップも含めて、この辺は慎重にぜひこの「ないと思います」ではないと思います。絶対にあると見て、その辺はほかのところからも持ってくる。あるいはまた本来の補助事業に戻すということも考えたほうがいいと思う。いずれは沖縄は特別枠というのが、だんだん減ってきますし、その辺は念頭に入れてやっていただきたいということで、いま一度、村長にその辺をどう思っていますか。

○ 與那嶺好和 副議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 4番東恩納寛政議員の質問にお答えいたします。

国のいろいろな一括交付金事業が今年、前年度に比べて約5,000万円ほど減額になっております。これには不用額が多くなった分も減じゃないかということで、対象になるんじゃないかという質問だと思いますけれども、マスコミなどではそういうふうには不用額が多いとか、そういうことが原因だというマスコミ報道もありまして、私もそうなのかなという思いも持っていましたけれども、必ずしもまたそれがその分そっくり減ったということのまだ確証もできませんので、現に減っているというのは事実であります。その結果、去年に比べて先ほど経済課長から答弁がありましたように、イベント関係でも「グスク桜まつり」を初め、それから「古宇利マジックアワーマラソン」、それから「いいなまつり」、それから「北山の風」への助成金等も、一律前年に比べてその減った分の代替率は減額した額で今回、当初予算には計上されています。減ったからといって、これまでいろいろと村のむらづくりに寄与してきた、こういう行事、予算に見合わせて縮小していいかということに、私はしたくないと思いますので、減った中でもどういうふうな事業、この事業の内容をやっていくのかということとこれをこれまでやってきた検証を含めてやりながら、当初では減ってはおりますけれども、どうしてもやはり前年度並みに盛り上げて、あるいは前年度よりさらにこのいろんなイベントを活性化していくために、必要だということについて、財源の確保を含めて、この財源が減ったから、そういう大会が、あるいはイベントが何か去年に比べて盛り上がらないということがないように、やり方も含めて検討をしていきたいと思っております。一括交付金については、あと5カ年間、平成29年度からあと5カ年ぐらいじゃないかと国のいろいろと情報があります。きょうも実はちょっと内閣府の審議官が今帰仁村に見えて、こういう話もしておりましたけれども、5年が非常に大きな山だと、東京のほうでもそういう話は出ているということも、いろんな話し合いの中では出ましたので、この一括交付金、あるいは北部連携促進事業があると予想されるこの5年間で、非常に大事な時期だと思っておりますので、毎年こういうことも視野に入れて事業計画について、行っていきたいと考えております。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 村長の今のまさしく同感です。というよりも間違いなく5年後に下りになるということを念頭に入れないといけないのかと思います。特に酒税が既に5年から2年となってきたのは、じわじわと沖縄にもそういう流れがきているということと、我々議会もそれから当局もぜひ念頭に入れながら、この一括交付金できる限りの利用で、さらにこれがなくなったときのことまで考えてやるべきだということで、この4番については終わりたいと思っております。

次の5番に移りたいと思っております。国民健康保険特別会計についても議会でも何度もいろいろと出ていますが、あと一、二年今帰仁村にとっても正念場だと思っております。資料で見ますと、平成25年、平成26年、平成27年と出ております。何よりもこの一番直近のタイムスの記事に出ておりました3月9日の開会の日に、県内国保は41市町村のうち37市町村が全て法定外を繰り入れするとか。あるいは単年度赤字ということで、たまたまデータが出ておりますが、11市は除いて、今帰仁村の北部地区の11町村で、単年度赤字が1億524万円と出ております。

これはその11町村では、金武町に続いて、最悪の最大の額ですね。それからもう1点については、一般会計の法定外繰り入れ、これが1億5,000万円、これは平成25年、2015年度のデータではあるんですが、これは何と11町村では一番最悪の数字になっております。これを見る限り、これからあとは、繰り入れ、

繰り入れがずっとふえてくると。データにも出ているとおり、平成25年度が5,400万円だったのが、平成26年度が1億円、平成27年が1億5,000万円、まだ決算は出ていないんですが、平成28年度は1億2,200万円ということで、限りなく一般会計からの繰り入れでもたしているということと、平成30年度には国の会計に移行するというのもあって、このときの精算が非常に大きな問題になっております。この赤字になった原因というか、今の現況について、何が原因なのか。当局の説明を求めます。

○ 與那嶺好和 副議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 4番東恩納寛政議員の質問について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、国保会計が赤字が続いて、累積赤字が大変膨らんでいる状況で、平成28年度の繰り上げ需要額も2億7,000万円余りを計上しております。何が原因かとおっしゃる質問でございましたが、国保の制度的な構造の課題にもあるかと考えます。加入者の年齢が高くて、医療費の水準が非常に高い、今帰仁村でも医療費に占める歳出の割合はかなり大きなものとなっております。

それから比較的加入者の所得が低いということ、それによって、本来税を加算、税を賦課しても2割、5割、7割の法定に基づいた軽減に係る加入者の方が多いということ。

それから今帰仁村としても、財政的にも非常に厳しい市町村がたくさん、多くあるということが上げられるかと思えます。今帰仁村は高齢化率も高いこともありますので、後期高齢者への支援金もかなり歳出の面では大きな割合を今、占めている現状でございます。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 福祉保健課長からの説明がありましたとおり、もう既にそういうのは、普通にこういうのが行われているのを知っているかと思えます。いろんな原因はあると思うんですが、私なりに分析というか、見たところ、全世帯の中にいわゆる国保の被保険者がどのくらい占めているかということ、一番最近のデータで見ますとまず今年の2月現在で、被保険者数は世帯数にして2,038世帯、これは今現在4,326世帯がありますので、約47%、半分には満たないんですね。これはあくまでも世帯で見たところですが、それをほかの共済、いわゆる健康保険との組み合わせで見ると、これは世帯は出ていませんが、人口ベースでいえば37.6%と、やはり10%ぐらい違うんですが、ほかのいわゆる国保に占める割合が60何%かあるんです。

今帰仁村は純農村だから、もっと高いのかなと思ったんですが、意外と被保険者数においては、半分にはいかないんですね。だからその中でこれだけというのは、やはり「何かな」ということもあるんですが、自分なりに考えたのは、いわゆる国保を徴収、あるいは啓蒙する側は役場だけであります。もちろん国保には加入していません。ですからその国保税を徴収する側、あるいは啓蒙する側、それから直接、家庭訪問するのは、被国保いわゆる国保加盟者ではない人がやっているんです。その辺にある意味でちょっとした原因の一つもあるのではないかと。もちろん課長の今、説明の中にあつたとおり、軽減税率が7割とか、3割とか、5割とかあって、その辺のこともあるとは思いますが。それから生活保護ですね。それも多い。確かに何ととっても、この役場の職員はあまりそういう意味でいうと保険の直接のわずらわしきとか、心配はまずないと思えます。別にこれはよしあしではなくて、これはもうそういう決まりなので、実際には多く払っているとは思いますが。

でも、国保というのは、自分から払に行かないといけない。それから年金者であれば、年金から引かれる。それがかつては7回だったのが、8回、9回と、年間でいうと12カ月のうちの3カ月しか引かれな  
い。今議会でも普通徴収と特別徴収がありましたね、その中で特別徴収の占める割合というのが必ずあつて、もう今は選べるようになってきているというんですが、そうすると年金がたくさんある人はまだいいんですが、特に高齢者においては少ない側になると、引かれる額も大きい。置いておきたくても徴収されるからということもあつて、その辺が非常にネックであるし、それから何度も、前に言ったとおりですが、この徴収する側に国保のいわゆる悲壮感というのがあまり伝わっていないというのも一つの原因ではないか  
と思います。ですから役場が一生懸命やっております。しかしある意味でいうと、これはどうせ彼らの問題だと、心の中にあるんじゃないかと。この意識を変える方法もあるんじゃないかということで、短い時間ではあるんですが、国保会計の一つのネックの原因がこれじゃないかと思います。時間もあまりないので、次のがありますので、このことについては、村長にぜひ、この意気込みを確認して、これは終わりたい  
と思います。

○ 與那嶺好和 副議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 東恩納寛政議員の質問について、お答えいたします。

先ほど、課長から説明がありましたように、今帰仁村においては、国保加入者の所得ですね。非常に低い層が多いと。高齢者人口も多いということで、医療費は毎年ほぼ伸びております。国保を私が把握する限り、国保税の賦課は伸びない、医療費は伸びる。その中で税のこのアップと申しますか。そういうのはほとんどなされておられません。そうするとやはり税が伸びなくて、国からくる交付金、負担金というのは、決まっているわけです。医療費が伸びたからその分、全て国が持つかという、今の制度ではそういうふうになっていないと理解しています。

抜本的にどうするかということですが、これはなかなか特効薬というのではないわけで、去年の11月の末にも沖縄県の全市町村長、それから全市議会議長、それから沖縄県から副知事、沖縄県のこのすごい課題を抱えております国保の運営に関して、国の特段の配慮を求めたいということで、要請に行きました。そのときに総理官邸に官房長官を訪ねて、先ほど課長から答弁がありましたように、沖縄の戦争の関係だと言われておりますけれども、前期の高齢者が非常に少ないと、昭和17年から昭和21年前後の、そこに対する国からの交付金が全国に比べて非常に低いと。それについては、沖縄県の市町村の責任ではありませんので、ぜひ国のほうで配慮してということで、40数名、総理官邸に行って要請をして、非常に配慮してくれるものかと期待していたんですが、その後、具体的なこの国保に対する国からの特段の助成というのは、今のところ聞いておりません。

そういう中で、やはり健康づくりですね。村民の健康づくりは、一人一人の健康づくりの意識も大事ですけれども、村としても村民の健康づくりにも力を入れておりますけれども、なかなかこの国保財政の健全化には結びついていないというふうなことです。今後とも村としてはやはり健康づくりのいろんな事業を強化する中で、また国保加入者の所得が伸びないと、税の伸びもないわけですから、そこら辺どうい  
うふうにしていくかというのは、非常に頭の痛い問題ですが、先ほど議員から質疑があったように、繰り入れとかすると、やはり一般会計がその分、非常に負担になって、ほかの事業にも影響してくるわけ  
です。

から、今後ともこの国保財政の運営については、村民への健康づくりのピーアール、そして税の徴収率のアップ、そして伸び率がどうしても一般会計からの繰り入れがこれ以上、予想されるというような場合には、税の改定に向けても検討しないといかんじゃないかと考えております。

○ 與那嶺好和 副議長 4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 国保については、今村長が思いを述べておりましたとおりで、全くそのとおりです。警鐘を鳴らしておきたいと思います。

最後に、あまり時間がないんですけれども、副村長の事務分掌と期待することはということで、ちょっと私が質疑したもので、答弁があるんですが、ちょっと私の思いとは別の答弁になっていますが、事務分掌、今一般に言っている事務分掌ではなくて、制度が今まで助役というのが副村長になって、単に名前が変わっただけではなくて、役割までもがらっと変わったというのがあると聞いています。例えば村長の業務が対外的に一番多いんですが、副村長の職務は、村長ができないものもあるというふうに今、私は理解しています。単にいわゆる補佐的ではなくて、いないときには、事故があるときという、よく議長、副議長とありますが、それとはまた違うんですね。別個のいわゆる副村長という地位と、村長としては両方あると、このように理解しています。これは後で調べてもいいと思います。

それでこれにあるのは単に、これまでであった名前を変えて、業務について、あるいは企画について、企画についていえば、副村長より上だと思っています。答弁は後で求めたいと思います。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時36分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後4時37分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 4番東恩納議員の質問について、説明いたします。

冒頭、村長の答弁にあったとおり、自治法に基づく事務系の村長の職務に関する権限を、副村長に委任するという形を今、職務分掌の条例の中でありましてという形での委任です。あとは、それ以外の平成何年ですか。その件についての条例規則ですね。定められておりませんので、今のところは地方自治法の153条第1項及び同法167条第2項の規定のもとに事務決裁がありますので、その範囲の中で、村長の職務が規定されているということで理解しております。以上です。

○ 與那嶺好和 副議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時38分)

○ 與那嶺好和 副議長 再開します。 (再開時刻 午後4時38分)

4番東恩納寛政議員。

○ 4番 東恩納寛政 議員 副村長に期待するのはということであったのは、この履歴に明確に書いています。一番最初の平成14年に採用されたのは、内閣府で沖縄振興局総務課、まさしく今帰仁村に来なければならぬような人だったとっておりますので、先ほど来言っています一括交付金についても特段の配慮ができるんじゃないかと期待はしております。これは私だけではないと思います。みんなも、村長も含めて。中央とのパイプがこれだけできたのは、今帰仁村で初めてだと。これはぜひ期待して、2年とはいえ頑張れるかと思っております。

そのパイプをつなぐ役目は、現村長だと思いますので、当然引き継ぎはあるかと思っております。今年中にて

すね。最後の答弁を求めたいと思いますが、副村長が実際にここに来るのは何日なのか。そして業務開始は何日なのかということ、村長に答弁をしていただいて、副村長は最後の一般質問になりますので、ぜひこの思いと、引き継ぎの役目をどのようにしてくれるのかを。お二人の答弁で、終わりたいと思います。

○ 與那嶺好和 副議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 4月、辞令は4月1日ですけれども、4月1日、2日が土日ですので、仕事は、出勤は4月3日からです。

そして家族で引っ越ししてきますので、今は引っ越しの準備として、今月の30日前後に荷物が届いて、住宅も借りられましたので、本人は31日に沖縄に来るということ聞いております。

内閣府からの出向ですから、来たからといってすぐ予算が多くとれるとか、そういう位置づけでは招聘しておりません。ただやはり沖縄振興に対する経験もありますし、また今回は紹介して送っていただいた内閣府の審議官、かなり沖縄政策にもかかわっている人たちも、送る以上また私たちも、いろいろとバックアップをして、応援したいということもきょうも挨拶に見えておりましたので、そういう面ではいろんな内閣府との情報もとりやすいと思いますので、いろんな企画を含めて、村の発展につなげるものだと期待しております。

○ 與那嶺好和 副議長 大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 ただいま村長からも説明がありましたけれども、きょうも今度副村長で来られる方の上司が見えて、「よろしくお願ひします」と向こうから来ておりますので、パイプ的には非常に太いパイプができて、非常に今帰仁村の発展のために頑張ってくれると期待しております。以上です。

○ 與那嶺好和 副議長 東恩納議員の一般質問は終わりましたので、議長と交代します。

○ 與那嶺好和 副議長 しばらく休憩します。 (休憩時刻 午後4時42分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時56分)

本日の会議時間は、議事進行の都合により、あらかじめこれを延長します。

日程第2. 「議案第5号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案に対しては、上原祐希議員外4人から、お手元に配りました修正の動議が出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 発議第1号

発議第1号

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者 上 原 祐 希  
" 與 那 勝 治  
" 與那嶺 透  
" 島 袋 誠  
" 座間味 薫

議案第5号今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例に  
対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて動議を提出します。

議案第5号今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例に  
対する修正案

議案第5号今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。  
第1条及び第2条中「経済課」を「経済観光課」に改める。を削る。

参考資料も添付しておりますので、お目通しのほど、よろしくお願いします。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第5号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について、修正案が出ていますけれども、当局の提案理由には、総務課、企画財政課及び経済課の業務の見直しに伴い、改正する必要があるため、この議案を提出します。とあって、今の修正案では、一番下のほうに第1条及び第2条「経済課」を「経済観光課」に改め、を削る。ということで、そして次の参考資料には、同じところですね。みんな2斜線で消していますけれども、みんな消した場合、皆さん次に何課をつくるのか。こっちには「経済課」も「経済観光課」もみんな消しているの、これ皆さんの提出資料はですね。この課は次は何課にするのか、お伺いします。

それと、「経済観光課」を設置することは、オーケーなのか。それと名前を変えればオーケーなのかですね。これ「経済課」に「経済・観光・商工」まで入れたほうがベターなのかですね。お伺いします。

それと私たちは、いろいろと村民のいろいろな意見も聞いてきています。議会も当局もですね。まさに沖縄県が観光誘致として1,000万人から1,500万人ということで、目標を上げた現状があって、近年、今帰仁村も民泊事業しかり、古宇利にもレンタカー、今帰仁グスクにもいろいろな観光が多くなって、経済課だけではカバーしきれなくて、観光課ということで2つを表に出して、業務に当たろうということで人員

を観光課に充てたということで提案、説明がありましたけれども、じゃあ今、まさに本部には、クルーズ船が就航する予定で、今から今帰仁村も観光に向けて力を入れて勉強しないと、準備段階だと、私は思っております。前々から観光協会もできたのに、経済課だけではカバーできないから、観光課も必要ということで、私どもも聞いてきています。この名前にこだわっているのか、お伺いします。

今いろいろと議会でも一般質問でも出てきました。「観光に頑張ってください」とか、さっきの村長の答弁にも、これは観光に特化した事業を導入してほしいということであって、まだ渡喜仁でも与那嶺の梯梧荘跡でも発掘調査をして、あとでホテルの計画があるという中で、私は観光に力を入れるのがベター、ベストということで思っておりますので、この経済課から観光課に変えるのが、何が悪いのかと思ってお伺いします。以上、いろいろな点を質疑しましたので、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 1番與儀常次議員の質疑に説明いたします。

まず、名前がだめなのかという感じの質疑だと思いますけれども、別に名前がどうこうではありません。もちろん議員がおっしゃるように、観光に力を入れる。その方向の村長の思いとかも含めて、私たちはそうあるべきだと思っているし、それは望んでいます。

ではなぜ反対なのか、「経済課」を「経済観光課」だけは改めるのかというところですが、総務課長の答弁でも、行政改革、ワーキングチームによって、職員アンケートとか実施していますよという形で、行革には既に取り組んでいるということで答弁もある中ではありましたけれども、これ資料請求させていただいて、いろいろと確認させていただきました。その際に、「経済課」から「経済観光課」への移行について、議論されているようなものが見られないわけです。要はこの職員間でですね。もちろん観光に力を入れるのであれば、もっともっと現場の職員がそういう思いであったり、そういうものは共有をして、やっていかないと、事務の効率化とか、その辺は望めないのではないかと思います。

やはりこういうふうな議論がまだされていないと見られるので、その中で事務分掌の整理とか、含めてきちんとされていないのではないかと、私たちは感じました。そうすると、「経済課」から「経済観光課」へ移行した場合、現場の職員の混乱を来す懸念もあるのではないかと思います。このような修正動議をかけております。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 答弁漏れもありますが、時間短縮のために2回やって、後で聞きます。

今、いろいろ経済課が今、何もしていないような話ですけども、私たち間違いないですよ。 「ワンヤ、与党、野党とって質疑をしていませんので、村民目線でやっていますので…」村民がどうあるべきか、ベターだと質疑していますので…。我々は議会として、議案審議のときに皆さんに質疑をしませんでした。いろいろこの件について。だけど今、採決のときになって出てきているのは、何でかなと思っております。あのとき質疑がぼんぼんあれば、修正動議も出るなと感じました。きのう、きょうですね。これ審議のときは何もしなかったのに、何できょうなのかな。この2つを削ると書かれて、ラインで消している。次の名前は何にするのか。経済課もなくなった、経済観光課もなくなった。次のこっちの名前は何になるのかな。何もないですね。これ見てくださいよ。皆さんがつくった資料ですよ。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 5 時06分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 5 時07分)

1 番與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次 議員 では、経済課を残すということですよ。意味は。経済課を残して、経済観光課を削るというのは、どういう意味ですか。経済課にもともと戻すわけですよ。観光を消して、経済課に戻す意味は、目的は。

○ 東恩納寛政 議長 2 番上原祐希議員。

○ 2 番 上原祐希 議員 1 番與儀常次議員の質疑に対して、説明したいと思います。

まずこの第5号議案ですね。我々は質疑していないのではないかという話ではありましたけれども、午前中どころか午後まで質疑、審議かかりました。もちろんみんな質疑しております。いろいろとももちろんこの観光に対する思いとか、村長のこういう改めることに対して思いは聞きました。それをいろいろと聞いた中で、私たちは疑義を感じ、やはりもっともっと行政事務の合理化、効率化を徹底して、その行政内でそういう意識を醸成させた上での上程のほうが、しっかり事務的にも機能して、経済観光課として改めたときに、ものすごく機能するのではないかということで、こういう形にしております。

この経済課はそのまま残します。それはなぜかと言いますと、まずこの修正動議、ここだけを削るという意味をまず説明したいと思います。

総務課長の説明では、今の総務課がふるさと納税とか、そういう担当になっている中で、行財政改革になかなか今、手をつけられない状況にあるという説明を受けました。その上で企画財政課にふるさと納税担当を移して、平成29年度中にこの総務課の行財政改革担当が行財政改革を実質的に平成29年度にしっかりと行う必要があるから、ふるさと納税担当も企画財政課に移したわけです。そういうものを全部否決してしまうとまずいと思うので、私たちはそこを修正だけをかけております。

「経済課」から「経済観光課」に改めなくても、経済課の7項地域振興及び6次産業に関することという形は、そのまま残しておりますので、新しい職員の配置も問題なくできるものと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1 番與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次 議員 要するに「観光」を削ればオーケーということなんだよね。そうですね。何の意味があるの、これ。中身一緒ということであつたら、観光にはあまり力を入れないで、経済課頑張るなさいという意味ですか。「観光」削って、経済課だけ残して、業務の中身は変わらないということは、今までと変わらないということでしょう。

地域住民の職場等に力を入れることだとして思って「観光課」ということで設置ということで説明を受けましたけれども、今までと変わらないということは、皆さんが一般質問しているのと行動しているのと違うんじゃない。

それと経済課の云々というけど、経済課から連れて来て、本人から聞いてみましようか。職員に。協議が必要なのか。課を設置するのに。皆さんは言いましたよね。課と立派に認められないからということがありましたよね。それと、この経済課を残して観光を削る意味がわからない。でも戻すのかな。観光課入

れてがんばろうと、経済課と観光課2つで頑張ろうということで、今まで一つだった。それで、将来は観光にも力を入れていこうということで、2つ目玉を出していると私は思っています。これについて答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 先ほども説明しましたが、これは行財政改革協議会、ワーキングチームで、しっかりと職員が係長を中心とした職員が、現場の職員がしっかりとこの業務を専門的かつ実務的に検討を行うわけです。その検討した内容を行財政改革策定委員会に移して、課長会で行財政改革推進本部に付すべき事案に対し監視、審議して、その中でまた検討をしっかりと練った中で、行財政改革推進本部、もちろん村長を含めた副村長を中心とした中で検討します。その中で、また外部に行財政改革審議委員会というものを設置して、課長とか、そういう方々が行政に携わってきた方々が10名ほど、10名以内の組織をつくって、こういう改革をすることに対して諮問をいたしまして、そういう元役場職員の方々に検討していただき答申をもらおうと。それをまたもらってからさらなる上程という形で、そういう今帰仁村の行財政改革をする推進体制というものが示されているわけです。そういうものを今回、質疑でもしました。そういう過程は経ていないという話でありました。平成29年度にふるさと納税担当を総務課から、「企画財政課」にかえることで、総務課の行財政改革担当が平成29年度しっかりと行財政改革を行うと、総務課長から説明もありました。もちろんこういう推進体制を経て、しっかりと全庁的にこういう方向性を醸成させた形でやっていくという説明がありました。であれば、そういう形を経る体制は、この5号議案で通りますので、そういう上程する。きっちり醸成させるような内容を煮詰めてから、改めて上程すれば、私はいんじゃないかと思っております。そういう意味合いで今回、修正させていただきました。

別に、私たちも与党だ野党だという形で、こんなことはしておりません。やはり先ほども言いましたけれども、行政事務の合理化、効率化を徹底することは絶対的に必要なことなので、これはアンケートを職員からのアンケートでも、ものすごくそういう求められている声は挙がっておりますので、であれば、そういう内容も含めて、平成29年度しっかりとやってもらって、それからの上程でも遅くはないと、私たちは考えて、今回の修正動議を出しています。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 私は、皆さんの答弁をするときに、「迅速な対応」とか、よく聞くんです。私は今聞いて、自分の感想はそれぞれあるでしょう。反対するための反対で、屁理屈並べて法律でやっているという感じにしか見えない。迅速な対応と言いながら、迅速にしたら、また理屈でアンチ、アンチそうだから、そういうことをやってからやりなさいと。だったらオーケーするということでしたので、ぜひ行政は今言ったものを考えながら、1からゆっくりやってから提案してください。次の人に任せます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後5時17分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時18分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第5号修正案の件について質疑いたしますが、先ほどから話を聞いてい

るんですが、説明の中で、2番議員のあれは、庁舎内であまりもまれていないのではないかという話をされているんですが、内側を見ないで、外側にアピールするのも大切ではないかと思います。先ほど1番議員も県は1,000万人観光客を目指しているわけであって、今帰仁村も「経済課」を「経済観光課」に改めるということは、村内外にすごいインパクトを与えるものと理解するんですが、その辺どうのようにお考えなのか。説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 ただいまの質疑について、説明いたしますけれども、ただ一般質問とかでも私、言いましたけれども、まず今回、「経済課」を「経済観光課」にしたいということで、観光に対して、私たちものすごく期待しております。その中で8つの重点施策の中には、この観光は入っていませんでした。もちろん県も国も観光に力を入れております。入れている中で、今帰仁村も観光に力を入れたいとおっしゃるのであれば、これを重点施策に入れながら、もっともっと観光に特化して欲しかったんですよ。特化しながら観光に向かっていくぞという姿勢を見せてほしかった。

あと、一般質問でも言いましたが専門職を配置されていないんです。それがやはり大きな疑問に思います。それで修正動議をかけております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 5番議員に質疑しますが、先ほども言いましたが、「経済課」よりも外部に与えるインパクト、「経済観光課」のほうが、村内外に与えるインパクトというのは強いものと感じましたけれども、その辺どのようにお考えなのか。先ほど答弁があったように、村長が重点施策に書いていなかったということがあったんですが。経済課にこの観光課をプラスするということは、それぐらい考えて、後づけでも結構だと思います。それぐらい観光に対して力を入れたいということのほうに、理解できないのかと思います。その辺答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 先ほど申し上げましたけれども、観光に力を入れれば、重点施策のってくるはずなんですよ、これのってきていないのもやはり、疑問に思います。答弁書を見ても、この観光の中身がまだまだ、全然薄いような感じもしました。それでももちろん、観光に対して反対とか、そういうことでもなくて、やはり専門職をつけて、村長もおっしゃっていましたが、スピード感を持ってできないのではないかと私たちもその辺、疑問に思います。

「経済課」を「経済観光課」にして、改名した後にやりながら進んでいけばいいんじゃないかとか。そういうふうな感覚もあるかもしれませんが、やりながらとか、そういうのは、その課を改名してやりながらという、この姿勢はやはり見せてほしくない。やるからには、やはりしっかりと観光に力を入れていくんだという姿勢を見せてほしい。その辺の気持ちも込めて、今回修正動議を出させていただいております。

説明漏れです。内外に与えるインパクトですね。別に「経済課」を「経済観光課」にしたから、今帰仁村は力を入れると、外にアピールするのであれば、先ほどからおっしゃっているように、やはりどんどん施策に反映してほしかったということです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 まず第一歩として、観光に重点を置く足がかりとして、このまた考え方を改めて、経済観光課という設置を認めてもらえないか。再度、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後5時23分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時24分)

5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 ただいまの質疑について、説明いたします。

第一歩として「経済課」を「経済観光課」としてスタートできないかということでもありますけれども、私たちとしては、先ほどからありますように、重点施策とか、その辺に訴えてほしかった。もっともっと気持ちを観光に対して向けてほしかったと。今回だから「経済課」を「経済観光課」にする大事なときでもあるんですよ。大事なときに、この重点施策にも観光が反映されていないというのは、大事ではないのではないかと思います。なのでしっかりと2番議員がおっしゃっているように、しっかりとした体制で、観光に向かっていくんだという姿勢を見せて、改名をしていただけたらと思っております。それで修正動議をかけております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後5時25分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時25分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 議案第5号について、ただ観光の事が書かれていなかったということですが、村長は古宇利の学校、渡喜仁の浜、それから与那嶺の梯梧荘、観光ホテルつくると言っていますよね、今から。これで十分じゃないですか。今帰仁村が意気込み、これだけ持っているということは。

もっとありますよ。今帰仁村でやりたいというのは。ただ経済課から、経済課だからだめということで、書かなかったからだめということではなく、今村長もはっきり言っているんじゃないですか。観光ホテルをつくと。今帰仁村の経済効果のために。これで十分、納得いくと思いますよ、住民は。そうしないと、これは反対という意味しか、私は考えられないんですけども、どうですか。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 ただいまの質疑に、説明いたします。

今、ホテルができるだとか、いろいろと言っておりましたが、それと経済観光課の議案とは、私は違うと思います。本当にこの経済観光課にすること自体は、私は大賛成で、去年の9月に村長にも一般質問をいたしております。そのときにいろいろと専門家を配置して、将来的に非常いい観光立村になるような、という感じの文言の答弁がありましたので、私は「頑張ってください」とエールも送ったつもりであります。しかしこの間の議案審議のとき、この5号議案だけで、午前中丸々かかって質疑をしているわけですが。それでも結果が伴わないと。ましてやきのうの與那勝治議員の一般質問の中で、住民に強く取り組みを発信するために、私はこの課の名前だけかえて、中身が伴わないんだったら、何のインパクトにもならないと思いますし、新人ながらエコツアーに詳しい、これはエコツアーに詳しいだけであって、観光全般に詳しいわけではないと思っていますし、また相当な経験を持った人と話し合ったとしか言っていないわ

けです。これを採用するとか、そういう話にはなっていないくて、本当に観光課はつくってほしいです。

ただし、納得のできる内容にもう一回修正をしていただいて、もう一度出していただければと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論については、きのうで討論の申し出を締め切っておりますので、既に提出している側からいきます。

まず、原案に対して反対者の発言を許します。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 原案反対の立場から討論を行います。

課設置条例の一部を改正する条例、「経済課」を「経済観光課」に改める件についてであります。課の名称にあたっては、庁舎内で十分な議論が尽くされた上で、改めるべきである。先日の質疑において、ワーキングチームを設置して、議論及び行財政改革策定委員会等での議論がなされたと認められず、また重点施策にも、観光振興が反映されていない。十分な議論がなされないまま、課の名称変更を行うと。課内での混乱が予想される。よって、原案に対し反対します。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。(休憩時刻 午後5時31分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午後5時31分)

次に修正案に、賛成者の発言を許します。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第5号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例に対する修正案に賛成する立場から討論を行います。

原案の公営住宅及び空き家に関する事、各課間の調整に関する事、ふるさと納税に関する事等の条項につきましては、職員の過剰な業務負担を軽減することや、業務の効率化を図るという観点から評価いたします。

しかしながら、「経済課」を「経済観光課」への課名称、変更につきましては、先日の議案審議及び質疑において、ワーキングチームを設置をしての十分な議論等が尽くされないまま、今議会への提案になっていることが伺えました。これは課内での業務上での混乱が予想されるばかりではなく、住民に対しての行政サービスの低下を招くものであると考えます。修正案では課の名称変更の項目、第1条及び第2条中「経済課」を「経済観光課」に改めるのみを削除するものであります。今後、課の名称変更によって起こり得る、業務内容の変化について、十分な検証を行うなど、庁内で活発な議論を交わした上で、改めて提案していただくことを期待し、賛成討論といたします。

○ 東恩納寛政 議長 これで討論を終わります。

これから「議案第5号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

まず、本案に対する上原祐希議員外、4人から提出された修正案については、起立によって採決いたしますが、この際、起立しない議員の取り扱いについて、お諮りします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員は本案に対して、反対とみなすことにしたいと思

ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないので、そのように決定します。

それでは本修正案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 東恩納寛政 議長 以上のとおり、賛成、反対が同数です。

賛成5、反対5、同数になります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

議案第5号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例についての修正案は、議長は可決と採決します。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議された部分を除く原案について、採決をします。

お諮りします。修正議決された部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、修正議決された部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。(休憩時刻 午後5時36分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午後5時36分)

日程第3. 「議案第7号 今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第7号 今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第7号 今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第8号 今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第8号 今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第8号 今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第9号 今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第9号 今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第9号 今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第10号 今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第10号 今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第10号 今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第11号 今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第11号 今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第11号 今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第12号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第12号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第12号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第13号 今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第13号 今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第13号 今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について」は、

原案のとおり可決されました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 5 時41分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 5 時41分)

日程第10. 「議案第14号 今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第14号 今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第14号 今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 「議案第15号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第15号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第15号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 「議案第16号 今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第16号 今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第16号 今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 「議案第17号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第17号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第17号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 「議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 「議案第19号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第19号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第19号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 「議案第20号 平成29年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第20号 平成29年度今帰仁村一般会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第20号 平成29年度今帰仁村一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 「議案第21号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第21号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第21号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 「議案第22号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第22号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第22号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 「議案第23号 平成29年度今帰仁村水道事業会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第23号 平成29年度今帰仁村水道事業会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第23号 平成29年度今帰仁村水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 「議案第24号 工事請負契約について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第24号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第24号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 「議案第25号 工事請負契約について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第25号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第25号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 「議案第26号 工事請負契約について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第26号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第26号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。座間味 薫 議会運営委員長。

○ 座間味 薫 議会運営委員長

決議第1号

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	座間味	薫
賛成者	上 原	祐 希
〃	與那嶺	好 和
〃	與 儀	常 次
〃	山 城	太

閉会中の議員研修に関する決議

上記の議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

## 閉会中の議員研修に関する決議

閉会中の議員研修に関する決議について、本議会は閉会中に下記の諸研修事業へ参加することを決議する。

### 記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修  
(平成29年度中に開催される諸研修事業)
2. 北部市町村議会議長会主催による議員研修  
(平成29年度中に開催される諸研修事業)

平成29年3月23日

今帰仁村議会

○ 東恩納寛政 議長 「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 「決議第2号 日米地位協定の見直しに関する要望決議」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員

決議第2号

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東 恩 納 寛 政 殿

提出者	座間味	薫
賛成者	上原	祐希
〃	與那嶺	好和
〃	與儀	常次
〃	山城	太
〃	吉田	清尊
〃	玉城	みちよ
〃	與那嶺	透
〃	與那	勝治
〃	島袋	誠

#### 日米地位協定の見直しに関する要望決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

#### 日米地位協定の見直しに関する要望決議

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約9万8千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約71%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後71年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、決議する。

平成29年3月23日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛局長

○ 東恩納寛政 議長 「決議第2号 日米地位協定の見直しに関する要望決議」については、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第2号 日米地位協定の見直しに関する要望決議」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「決議第2号 日米地位協定の見直しに関する要望決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 「決議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望決議」を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員

決議第3号

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	座間味	薫
賛成者	上 原 祐 希	
〃	與那嶺 好 和	
〃	與 儀 常 次	
〃	山 城 太	
〃	吉 田 清 尊	
〃	玉 城 みちよ	
〃	與那嶺 透	
〃	與 那 勝 治	
〃	島 袋 誠	

## 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望決議

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、平成26年に実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、決議する。

平成29年3月23日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官  
財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

○ 東恩納寛政 議長 「決議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望決議」については、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望決議」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「決議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 「陳情第1号 介護保険制度の見直しに対する陳情書」を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 山城 太 総務文教委員長

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会  
議 長 東 恩 納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、3月9日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

#### 記

#### 陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第1号	介護保険制度の見直しに対する陳情書	採 択 す べ き も の	<p>現在政府内で介護保険制度の見直しの検討が進められている。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」など、見直し案に対する悲痛な声が数多く寄せられている。</p> <p>これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いであることから、生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。家族の介護保険が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと。介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること。以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずることを強く要望する。</p>	

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第1号 介護保険制度の見直しに対する陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第1号 介護保険制度の見直しに対する陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第27. 「陳情第2号 改正農業委員会法に係る条例対応等についての陳情」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 與儀常次 経済建設委員長

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、3月9日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

#### 記

#### 陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第2号	改正農業委員会法に係る条例対応等についての陳情	採 択 す べ き も の	「農業協同組合法等の一部改正をする等の法律（平成27年法律第63号）」が平成28年4月1日に施行された。同法における、農業員委員会等に関する法律の一部改正では、農地利用の適正化、（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促	

			<p>進) を促進するため改正が行われた。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進等          必須業務、及び任意業務の推進のためには、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の定数については十分な数の確保及び密接な連携が必要不可欠となることが思慮されることから、改正法上限基準を村条例に盛り込むことが求められている。</p>	
--	--	--	--	--

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第2号 改正農業委員会法に係る条例対応等についての陳情」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第2号 改正農業委員会法に係る条例対応等についての陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第28. 「陳情第3号 女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 與儀常次 経済建設委員長

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、3月9日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第3号	女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請	採択すべきもの	<p>農業委員会等に関する法律の一部改正で、農業委員の選任が地域の推薦・公募を基本とする議会同意を踏まえた市町村長による任命制へ移行するとともに、「年齢性別に著しい偏りが無い」ように努める規定が盛り込まれた。</p> <p>現在、県内では31人の女性農業委員が活躍している。女性の感性と視点を活かした活動展開により、農業委員会活動全体の幅が広がっているだけでなく、地域農業者の良き相談相手としても厚い信頼を受けるなど女性の農業委員への登用がますます求められている。</p>	

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第3号 女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第3号 女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第29. 「意見書第1号 介護保険制度の見直しに対する意見書」を議題とします。

本件について委員長の説明を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 山城 太 総務文教委員長

意見書第1号

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者 山城 太  
賛成者 吉田 清尊  
〃 與那嶺 好和  
〃 玉城 みちよ  
〃 與那嶺 透

### 介護保険制度の見直しに対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

### 介護保険制度の見直しに対する意見書

現在、政府内で介護保険制度の見直しの検討が進められている。その中にはヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移す等、さらなる給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれている。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が数多く寄せられている。家族の介護負担を増大させるこうした見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものである。サービスの削減・負担増では高齢者の生活を守り、支えることはできない。

これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いである。そして、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければならない。

介護保険制度の見直しに対して、利用者本人も家族も安心して利用できる制度になるように、次の事項について強く要望する。

#### 記

1. 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。
2. 家族の介護保険が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと。
3. 介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること。
4. 以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月23日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣  
法務大臣 厚生労働大臣

○ 東恩納寛政 議長 「意見書第1号 介護保険制度の見直しに対する意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。ご質疑ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第1号 介護保険制度の見直しに対する意見書」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「意見書第1号 介護保険制度の見直しに対する意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第30. 「意見書第2号 日米地位協定の見直しに関する意見書」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員

意見書第2号

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	座間味	薫
賛成者	上原	祐希
〃	與那嶺	好和
〃	與儀	常次
〃	山城	太
〃	吉田	清尊
〃	玉城	みちよ
〃	與那嶺	透
〃	與那	勝治
〃	島袋	誠

## 日米地位協定の見直しに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## 日米地位協定の見直しに関する意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約9万8千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約71%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後71年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛局長

○ 東恩納寛政 議長 「意見書第2号 日米地位協定の見直しに関する意見書」については、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第2号 日米地位協定の見直しに関する意見書」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「意見書第2号 日米地位協定の見直しに関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第31. 「意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題とします。  
本件について提出者の説明を求めます。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員

意見書第3号

平成29年3月23日

今 帰 仁 村 議 会  
議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	座間味	薫
賛成者	上 原	祐 希
〃	與那嶺	好 和
〃	與 儀	常 次
〃	山 城	太
〃	吉 田	清 尊
〃	玉 城	みちよ
〃	與那嶺	透
〃	與 那	勝 治
〃	島 袋	誠

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、平成26年に実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにするのが、議員を志す新たな人材確保

につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官  
財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

○ 東恩納寛政 議長 「意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」については、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第32. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会において、継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第33. 「閉会中の所管事務調査申出書」を議題とします。

総務文教委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申出書のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。  
日程第34. 「閉会中の所管事務調査申出書」を議題とします。

経済建設委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

経済建設委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。  
次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

本3月定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましても、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後6時21分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後6時39分)

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回今帰仁村議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午後6時39分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

副 議 長 與那嶺 好 和

署名議員 山 城 太

署名議員 島 袋 誠